

令和元年度

福島町議会

定例会 12月会議会議録

令和元年 12月 11日 開会

令和元年 12月 11日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和元年12月11日（水曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	2 頁
○欠 席 議 員	2 頁
○出 席 説 明 員	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	3 頁
○開会・開議宣告	5 頁
○町 長 あ い さ つ	5 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	6 頁
○日程第2 諸般の報告	7 頁
○日程第3 行 政 報 告	14 頁
1 職員の懲戒処分について 〔各課所管事項について〕 (1) 総務課の所管事項について (2) 産業課（水産）の所管事項について 教育行政報告	15 頁
1 幼児教育、学校教育 (1) 学校選択制について	
2 スポーツ (1) 南北海道駅伝競走大会について	
3 芸術文化、文化財 (1) 町民文化祭について	
○日程第4 報告第6号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について ...	16 頁
○日程第5 一般質問	16 頁
4 番 木 村 隆	16 頁
(1) 町職員の条件付き副業の解禁を検討してみてもどうか	
8 番 小 鹿 昭 義	19 頁
(1) 津軽海峡沿岸の藻場の増設と養殖昆布の将来性について	
3 番 平 沼 昌 平	21 頁
(1) 2025年、2040年問題に対する当町の対応について	
○日程第6 議案第33号 危険木から町民の生命・財産を守る条例の制定について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	29 頁
○日程第7 議案第44号 福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定 について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	31 頁
○日程第8 議案第45号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	33 頁
○日程第9 議案第35号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	35 頁
○日程第10 議案第36号 職員の給与に関する条例の一部改正について	

	(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	36頁
○日程第11	発委第3号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	38頁
○日程第12	議案第34号 福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	39頁
○日程第13	議案第37号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための 関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理につ いて (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	40頁
○日程第14	議案第38号 第5次福島町総合計画の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	41頁
○日程第15	議案第39号 令和元年度福島町一般会計補正予算(第4号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	49頁
○日程第16	議案第40号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	54頁
○日程第17	議案第41号 令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	55頁
○日程第18	議案第42号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	56頁
○日程第19	議案第47号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	57頁
○日程第20	議案第43号 令和元年度福島町水道事業会計補正予算(第1号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	58頁
○日程第21	議案第46号 吉岡漁港機能保全工事公有水面埋立について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	60頁
○日程第22	発委第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	61頁
○日程第23	発委第5号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務 教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤 ・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出 について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	62頁
○日程第24	発委第6号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の 実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書の提 出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	63頁
○日程第25	選挙第5号 福島町選挙管理委員会委員の選挙について	65頁
○日程第26	選挙第6号 福島町選挙管理委員会委員補充員の選挙について	65頁
○休会	議決	66頁
○休会	宣告	66頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告 6	福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について	12月11日	報 告 済
3 3	危険木から町民の生命・財産を守る条例の制定について	12月11日	原案可決
3 4	福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	12月11日	原案可決
3 5	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	12月11日	原案可決
3 6	職員の給与に関する条例の一部改正について	12月11日	原案可決
3 7	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について	12月11日	原案可決
3 8	第5次福島町総合計画の変更について	12月11日	原案可決
3 9	令和元年度福島町一般会計補正予算（第4号）	12月11日	原案可決
4 0	令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	12月11日	原案可決
4 1	令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）	12月11日	原案可決
4 2	令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）	12月11日	原案可決
4 3	令和元年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）	12月11日	原案可決
4 4	福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	12月11日	原案可決
4 5	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について	12月11日	原案可決
4 6	吉岡漁港機能保全工事公有水面埋立について	12月11日	原案可決
4 7	令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）	12月11日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	議決結果
発委 3	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について	12月11日	原案可決
発委 4	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	12月11日	原案可決
発委 5	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について	12月11日	原案可決
発委 6	「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書の提出について	12月11日	原案可決
選挙 5	福島町選挙管理委員会委員の選挙について	12月11日	当選人決定 (別途通知)
選挙 6	福島町選挙管理委員会委員補充員の選挙について	12月11日	当選人決定 (別途通知)

令和元年度

福島町議会定例会 12月会議

令和元年12月11日（水曜日）第1号

◎議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 諸般の報告 |
| 日程第3 | 行政報告 |
| 日程第4 | 報告第6号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について |
| 日程第5 | 一般質問 |
| 日程第6 | 議案第33号 危険木から町民の生命・財産を守る条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第44号 福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第45号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について |
| 日程第9 | 議案第35号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第36号 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 発委第3号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第34号 福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第37号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について |
| 日程第14 | 議案第38号 第5次福島町総合計画の変更について |
| 日程第15 | 議案第39号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第16 | 議案第40号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議案第41号 令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第42号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議案第47号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第20 | 議案第43号 令和元年度福島町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第21 | 議案第46号 吉岡漁港機能保全工事公有水面埋立について |
| 日程第22 | 発委第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について |
| 日程第23 | 発委第5号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について |
| 日程第24 | 発委第6号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書の提出について |
| 日程第25 | 選挙第5号 福島町選挙管理委員会委員の選挙について |
| 日程第26 | 選挙第6号 福島町選挙管理委員会委員補充員の選挙について |

◎会議に付した事件

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 諸般の報告 |
| 日程第3 | 行政報告 |
| 日程第4 | 報告第6号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について |

日程第5	一般質問	
日程第6	議案第33号	危険木から町民の生命・財産を守る条例の制定について
日程第7	議案第44号	福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第8	議案第45号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
日程第9	議案第35号	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第36号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第11	発委第3号	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について
日程第12	議案第34号	福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第37号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
日程第14	議案第38号	第5次福島町総合計画の変更について
日程第15	議案第39号	令和元年度福島町一般会計補正予算（第4号）
日程第16	議案第40号	令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第41号	令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第42号	令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第47号	令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第20	議案第43号	令和元年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第46号	吉岡漁港機能保全工事公有水面埋立について
日程第22	発委第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第23	発委第5号	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について
日程第24	発委第6号	「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書の提出について
日程第25	選挙第5号	福島町選挙管理委員会委員の選挙について
日程第26	選挙第6号	福島町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

◎出席議員（10名）

議 長	10番	溝 部 幸 基	副議長	9番	平 野 隆 雄
	1番	花 田 勇		2番	佐 藤 孝 男
	3番	平 沼 昌 平		4番	木 村 隆
	5番	川 村 明 雄		6番	杉 村 志 朗
	7番	藤 山 大		8番	小 鹿 昭 義

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	工 藤 泰
総 務 課 長	小 鹿 一 彦	企 画 課 長	住 吉 英 之
産 業 課 長	川 合 力 哉	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	西 田 啓 晃
町民課長兼吉岡支所長	鎌 田 一 志	福 祉 課 長	鍋 谷 浩 行
建 設 課 長	紙 谷 一	認定こども園福島保育所園長	(鎌 田 一 志)
福祉センター次長	(石 岡 大 志)		

教 育 長 小野寺 則 之

事務局長兼給食センター所長 石 岡 大 志

監 査 委 員 本庄屋 誠

◎職務のため議場に参加した議会事務局職員

議会事務局長 阿 部 憲 一

議会事務局議事係長 福 井 理 央

議会事務局主査 中 島 和 俊

議会事務局書記 平 野 文 子

(開会 9時56分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

令和元年度定例会12月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

11月13日開催の第63回町村議会議長全国大会では、前段、創立70周年記念式典が挙行され、福島町ほか10町村議会が他の模範となる顕著な実績により、全国的に議会改革の機運を高めた象徴的な団体であるとして、「改革実践議会」特別表彰の栄に浴しました。

全国大会では、今年度のスローガンとして、「長期的な復興支援と災害対策の確立」、「議会の機能強化と多様な人材確保」、「地方創生の実現による地域活力の再生」、「地域の実情に沿った分権型社会の確立」、「安定的な行政運営に資する税財源の確保」を掲げ、令和2年度予算編成施策策定にあたって、具体的な28項目の要望を決議、持続可能な地域社会の確立を目指して、地方創生を実現させるとともに、地域が抱える諸問題解決に向け、情報社会から来るべき時代における様々な可能性を受け入れる体制整備を進めて行く必要があるとし、新たな時代における町村議会の在るべき姿を求めて、我々議会人が一致結束して果敢に行動していくことを誓うと宣言しました。

議会の機能強化、多様な人材確保の環境整備については、地方議会議員の位置づけの明確化、兼業禁止の廃止、休暇・休業・復職制度の整備、議会費に係る財政措置の充実、統一地方選挙の再統一、選挙公営の拡大、被選挙権年齢の引き下げ、補欠選挙の改正、厚生年金への地方議会議員の加入と、14項目の実現を目指す特別決議をいたしました。

12月2日、議会基本条例諮問会議から、今年度の答申をいただきました。

議会評価については、答申を反映し、概ね適正に行われているとの評価、議会基本条例ほか23件の規定の制定・改正についても確認をいただき、今後も定期的な検証・確認を行い、必要に応じ適時、時点修正を検討されたいとの意見。令和2年度以降の行動計画については、議会だよりのさらなる充実・改善、政務活動費のさらなる活用による議員資質向上を期待するとの意見をいただきました。答申をしっかりと受け止め、住民の皆さんの期待に応え、引き続き住民を守る気概を持って、より一層活発な議会活動を推進してまいります。

師走も半ばとなり、寒さも一段と厳しくなりました。出席者各位には、お体ご自愛のうえ、本12月会議もまた活発な討議が展開されますことを期待し、議事運営に協力をいただきますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和元年度福島町議会定例会12月会議を開会いたします。

◎町 長 あ い さ つ

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、町長の挨拶を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会12月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、定例会12月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、この度、日頃の議会評価をいただき、全国において表彰を受けるという名誉もあつたことに、改めてお祝いを述べさせていただきたいと思います。また今後も引き続き関連な議論を共にしていただくことをお願い申し上げたいと思っております。

今年は、平成の時代が幕を閉じ、5月から新たに令和の時代がスタートしてございます。早いもので、今年も残りわずかとなっております。

先般、東京渋谷のNHKホールで開催されました、全国町村長大会へ参加をしてみいました。当日は、安倍総理はじめ高市総務大臣などが来賓としてご臨席され、1億総活躍社会の実現に向け、地方創生のさらなる推進を図ることなど、12項目を決議するとともに、防災・減災対策のさらなる強化・推進に関する緊急決議を採択し、国など関係機関へ強力に要望することとしております。また、その機会に旧三厩村の外ヶ浜の山崎結子町長と名刺交換をし、現在、町が取り組んでいる第二青函トンネル構想を実現する会の状況を報告するとともに、今後の活動への理解と協働した取り組みについて意見交換したところでございます。

さて、町内の前浜の状況についてですが、11月末の地元の水揚額が11億900万円と計画額をクリアし、昨年同時期に比べ1億5,900万円ほど上回っており、特に養殖昆布の水揚げ高が過去最高の8億を超える状況となっております。

それでは、本日の案件についてですが、まず、町民の安心安全を確保するための新たな条例として、危険木から町民の生命・財産を守る条例の制定が1件、また、国の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る関係法律の改正に伴う福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正が1件と、関連する4本の整備条例が1件、さらにこの度の人事院勧告に伴い、特別職の職員の給与に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部改正が2件となっております。

次に、第5次福島町総合計画の後期計画実施の策定に伴う計画の変更が1件となっております。

なお、補正予算は、一般会計及び各特別会計の補正予算が5件となっております。

一般会計の補正予算の主なものですが、まず、がんばる地元企業応援等事業及び基金費の増額となっており、職員給与費に関しましては、人勧による増額はありますが、職員の退職等による異動により、総体で減額補正となっております。

また、追加の議案といたしまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備並びに吉岡漁港機能保全事業用地公有水面埋立について、さらに追加ということで、大変申し訳ございませんけれども、国保診療所会計において、医薬材料費に不足が見込まれることから、診療所会計の補正予算の議案を含め4件となっております。

なお、当条例に関しましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正を受けて、臨時及び非常勤職員の適正な任用並びに勤務条件を確保するためのものとなっております。

そのようなことで、この度、ご審議いただく案件は、新たな条例の制定が2件、条例の一部改正が3件、条例整備及び整理に関するものが2件、計画の変更が1件、補正予算が6件、公有水面の埋立に関する議案が1件の計15件の案件のご審議をお願いするものでございます。

また、報告事項として、一般質問答弁書進捗状況調査となっております。

最後になりますけれども、追加の報告を1件させていただきたいと思います。

本日、朝に漁組から連絡がありまして、吉岡地区の人見坂沖に北朝鮮の漂流船と思われる船が漂流している旨の連絡がありました。直ちに職員が現地を確認し、函館海上保安部に通報したところでございます。現在、海上保安部において、確認作業を行っており、その後、確認が取れた段階で吉岡漁港へ曳航することとしてございます。その後の処理につきましては、町で処分することとなりますので、予めご理解をお願いしたいと思っております。

なお、議案につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決くださるよう、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長の挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

7番藤山大議員、8番小鹿昭義議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

はじめに、議会運営委員会の報告を行います。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

令和元年度定例会12月会議の開会に際し、去る12月4日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、12月会議の審議日数については、本日から12月13日までの3日間を予定いたしましたので、議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会12月会議の議事は、ただいま平沼昌平議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、第5次福島町総合計画後期実施計画策定に関する調査特別委員会の報告を行います。

9番平野隆雄第5次福島町総合計画後期実施計画策定に関する調査特別委員長。

○9番（平野隆雄）

調査特別委員会の意見内容について報告いたしますので、諸般の報告の9ページをお開き願います。

調査特別委員会意見。

調査事件、第5次福島町総合計画後期実施計画策定に関する調査について。

意見書の詳しい内容は記載のとおりであります、主な内容について、説明をいたします。

本調査特別委員会は、第5次福島町総合計画後期実施計画策定に関する調査のため設置されたもので、この度、付託事件の調査が終了いたしましたので、報告するものであります。

開催状況等について。

調査特別委員会は、記載のとおり、9月24日、10月4日、11月18日の計3回開催されております。

第1回会議では今後のスケジュール等、また、第2回会議では基本計画の進捗状況等を確認いたしました。第2回会議後、全議員による個別評価を行い、その上で各常任委員会を開催し、所管する主要施設の評価を行ったところであります。第3回会議では、町から提出された後期実施計画（案）と、これに関連する主要計画の調査を実施いたしました。

次に、2. 調査の論点と意見ですが、（1）がんばる地元企業等応援条例の見直しについては、予想以上の申請により、町内経済の波及効果も一定の効果があつたことと、財政推計を踏まえたうえで方向転換することは理解するものの、しかし、現制度の恩恵を受けられなかった人の不公平感の払拭の検討、設立当初の方向転換の内容を産業団体等に丁寧に説明・協議する場を早急に確保するなど、新制度への万全な移行を望む。

②（仮称）チャレンジスピリット応援条例で想定している対象者のうち、「事業を継承する者」の確認・証明方法については、町民の誤解を生じないように整理されたい。また、理解しにくい文章も整理されたい。

③新たな制度の事業予算では、事業費1,800万円を単年度で見込んでいるが、「3年間まで支援を認めることとしている」説明と齟齬が生じているので、整理されたい。新たな制度であることから、実績並みの申請見込みに留まらず、新規事業へ挑戦する意欲を喚起する高い目標設定を望む。

（2）福島町公共施設維持保全計画の見直しについて。

①白符チロップ館と旧吉岡支所解体計画に伴う埋蔵文化財の保管場所等の考え方について、早急に整理する必要がある。

②温泉健康保養センターは、長年の雨漏りや老朽化により屋根や天井等の修理が続いており、議会としても、問題点を指摘し、早急な検討・対応を訴えてきたが、厳しい状況が続いている現況を踏まえ、後期実施計画期間の早い段階で、今後の施設の在り方として、縮小建替か大規模改修かを検討・決定されたい。

③福島吉岡漁業協同組合を指定管理者としている吉岡漁港内の製氷貯氷施設については、本来、当該組合が受益者負担として運営すべき施設と考えるが、当該組合の経営状況を考慮し、当面、現在の運営方法を継続するとの説明であった。しかし、受益者意識が希薄となると懸念されることから、当該組合の経営状況等を注視するとともに、適正な施設運営が図られるよう指導されたい。

④現在、町では、町内の若手等に新たな道の駅を検討させているとのことであるが、検討結果に基づく町としての道の駅の在り方を議会に示していただきたい。

次に、（３）第２期福島町総合戦略の策定について。

①当町が目指す令和２２年の総人口は、平成２２年国勢調査数値と町の総合戦略の政策誘導を基に推計したもので、平成２２年国勢調査を基準値とした国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に比べ、２２８人減少抑制した推計となっております。

このような中、人口問題研究所が令和２７年の人口推計を示したこと、平成３０年３月末の住民基本台帳人口が当該推計人口を上回る数値を示したことから、第２期総合戦略に係る人口ビジョンについても、人口構成変化の確認・状況把握と合わせ、時点修正を加え再検討するよう考慮されたい。

（４）第５次福島町総合計画後期実施計画（案）について。

産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成。

この分野については、経済福祉常任委員会と一部内容が重複するところがあると思いますので、ご了承願います。

水産業のコンブ生産量５００トンについては、今年度事業実施したマグロ漁業者専用コンブ施設からの新たな水揚量の増加を含め、目標数値を再検討するべきである。

②現状の林業専用道整備事業にあっては、厳しいホダ木確保の現況・「横綱しいたけ」ブランド化推進を勘案し、過去に、ホダ木確保のため、町有林内から搬出したミズナラ伐採地の現在の状況を調査し、有効な効果が期待される専用道整備を検討願いたい。また、民有林・町有林伐採後のミズナラ植林についても、町の指導を強化していただきたい。

③駆除後のエゾシカやヒグマ等の有害鳥獣処理を目的に整備する有害鳥獣残滓減量化施設整備事業については、解体後の残滓を発酵させ廃棄処分するための施設とのことであるが、エゾシカ頭数激増の状況を考慮し、ジビエの肉として有効活用も検討されるよう期待する。

次に、学び合い、たくましい人を育てる。

①令和４年度、当町で開催される全国中学校相撲大会については、今後、順を追って全国大会開催に臨むとの計画だが、中体連等関係機関と役割分担を十分協議し、慎重に対処願いたい。全国大会開催の実働体制の中心となる教育委員会の人的体制は十分とは言えず、平成１５年度の前回大会を知る福島町相撲協会会員や職員の協力による人的体制固め・大会経費の確保等、遺漏なきよう対応願いたい。

次に、協働のまちづくり・行財政運営の充実。

①令和２年度、町政要覧を３００部作成するとのことだが、新たな観光部分を多く取り込むなど、福島町の実態・魅力等を紹介・ＰＲできるような町政要覧の作成、ホームページで有効活用できる工夫を期待する。

次に、第５次福島町総合計画後期実施計画策定に対する総括的意見としては、基本計画・後期実施計画策定等調書の数値目標設定が消極的であり、特に継続事業については、長い期間、設定に変化が感じられない事業が多く、ほとんど事業評価が「Ａ」となっており、努力の形跡が感じられない。厳しい状況の中、協働で挑戦する強い意志を示し、町民の意欲を喚起する高い目標設定を望むとのことでもあります。

以上、調査特別委員会の報告といたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 １０時２２分）

（再開 １０時２２分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

9番平野隆雄第5次福島町総合計画後期実施計画策定に関する調査特別委員長。

○9番（平野隆雄）

失礼いたしました。訂正をお願いいたします。

先ほどの協働のまちづくり・行財政運営の充実のところ、町政要覧のところを「3,000部」を「300部」と言いましたので、「3,000部」に訂正願います。

○議長（溝部幸基）

そのように訂正しておきます。

次に、常任委員会の所管事務調査結果について、報告を行います。

最初に、5番川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

それでは、総務教育常任委員会所管の意見書の概要を説明いたします。

諸般の報告の14ページをお開きください。

去る9月24日、福島町議会例定例会9月会議において決定した休会中の所管事務調査を終えましたので、会議条例第148条の規定により報告するものであります。

調査事件4 所管関係施設・事業等の町内視察及び執行方針の取り組み状況についてでございます。11月7日に実施いたしました。

次の15ページをお願いします。

意見書の内容は記載のとおりでありますけれども、まずは、1の町内視察の主な内容を説明いたします。

1の（2）から説明いたします。

吉岡碎石原石採取現場について。

今後の原石採取は、松前町側に現場を拡大するとの説明であります。原石売り払いは町の大きな財産収入であるとともに、地元雇用の柱であることから、町においても北海道、松前町と協議を進めるなど、適切な事務の執行に期待いたします。

（3）備蓄倉庫の備蓄品について。

備蓄品の備蓄状況について、吉岡総合センターなど各地区の防災拠点施設の備蓄状況も把握するよう努めていただきたい。

次に、2の執行方針の取り組み状況について説明します。

（1）次世代を担うリーダー等の養成。

①福島町人財育成基金についてであります。

将来的な人材の活用等を考慮し、補助金の幅広い制度運用を図られたい。

②産学官との連携強化についてでございますが、協定を締結している3校それぞれの強みを有効に活用できるよう、3大学連携での事業を検討し、人材育成や産業育成に繋げるよう期待します。

（2）高齢者等の安心安全な生活環境の充実について。

①防災計画の見直しについては、近年の台風や局地的集中豪雨等の異常気象への対応が急務となっていることから、津波対策と合わせ、防災計画の見直し検討を希望いたします。

②デマンドバス利用料金見直しの検討状況についてでございます。

利用者から料金値下げの声やデマンドバス利用者が多い医療関係団体からの強い要望を町は地域公共交通確保維持改善協議会に現況を更に伝え、既存事業者や町の財源負担の対応等を説明し、慎重に協議し、利用者等の期待に応えることを強く望むものであります。

（3）学び合い、たくましい人を育てる。

①北海道幼児教育振興基本方針の取り組みについてでございますが、町内における質の高い幼児教育を目指すため、認定こども園福島保育所や学童保育の担当課と連携し、良好な幼児教育づくりのため教育委員会としての積極的な協働参画を期待いたします。

③高等学校存続対策についてでありますが、町から従来の高校存続対策とは別に、「福島町高校の在り方」に関する協議を進めたい旨の説明がありました。議会としても評価するものであり、存続の可能性を

探求するよう積極的な検討を望みます。

以上で、調査事件4の概要説明を終わります。

次に、調査事件5を説明いたしますので、18ページをお願いいたします。

5の行政評価（事務事業評価）についてであります。令和元年10月28日に実施しました。

19ページをお願いします。

委員会意見でございますが、内容を説明します。

調査内容は、平成30年度決算による行政評価（事務事業評価）と、第5次福島町総合計画前期実施計画の主要施策進捗状況調査の2件でございます。

評価方法は、全議員がすべての事業を総合的に4段階評価したうえで、総務教育常任委員会を開催し所管する事務事業の評価と説明を加えたものです。

総務教育常任委員会が評価した件数は、事務事業評価が42件、第5次総合計画の主要施策評価が17件です。なお、第5次総合計画の主要施策評価17件すべてが概ね評価できるとの評価結果となりましたが、後期計画においても基本目標の推進に期待しております。

なお、評価結果につきましては、20ページから25ページまで記載しておりますので、後ほど参照ください。

以上で、調査事件5の報告の説明を終わります。

次に、調査事件6を説明いたします。

26ページになります。

調査事件は、3つございます。11月29日にこの3件を調査いたしました。

27ページをお願いいたします。

調査の目的は、令和2年度から5年度までの計画期間とする。第5次行政改革大綱（案）等の調査であります。

1の団体補助金の在り方についてであります。団体補助金の在り方の整理については、今回の取り組みに列記されているところです。補助団体の組織育成の視点から多くの関係団体事務局を町職員が担っているという現状は適切とは言えず、団体内での事務担当などの改善の努力に期待いたします。

2のA I、R P Aの活用について。

業務の課題調査等の可視化を徹底し、窓口業務のワンストップ化等、事務手続きの省力化を実践しながら、先端技術を活用した先進事例を調査し、当町に合った活用方法を検討・協議等、業務の省力化に取り組むことを期待いたします。

3の組織・機構の見直しについてであります。課の統廃合を実施することは理解いたしますが、町民と直接関わりがある窓口業務にあっては、経験の浅い窓口担当職員を上司がしっかりと指導するなど、町民が快適に利用できる体制を構築していただきたい。

以上で、調査事件6の説明を終わります。

調査事件7の説明を28ページで行います。

調査事件7 会計年度職員・再任用制度・職員定数についてでございます。

意見書の内容を説明したいと思います。

調査の目的は、地方公務員法改正に伴い、新たに制度化される会計年度任用職員制度、また、今後の再任用職員の取り扱いと職員定数についての調査であります。

1の会計年度任用職員についてであります。

（1）給料月額の設定について。

現在雇用されている臨時職員が会計年度任用職員に採用された場合は、経験年数の号俸加算を適切に評価し対応されることを望みます。

別表1の職務別基準表に記載のない職種が生じた場合については、その都度適切に追加していただきたい。

（3）制度移行に伴う職員への周知について。

新たな制度でありまして、現在勤務している臨時職員はもちろん、一般職員に対しても制度移行の周知を図り、円滑な職員体制の構築を図っていただきたい。

以上で、調査事件7の説明を終わります。

次に、調査事件８を説明しますので、２９ページをお願いいたします。

調査事件８ 福島町地域強靱化計画についてであります。

主な内容を説明します。

調査の目的は、国土強靱化基本法に基づき策定された国の国土強靱化基本計画や、北海道の北海道強靱化計画に沿って策定する福島町地域強靱化計画（案）の調査であります。

１の豪雨災害への対応について。

これまでの防災対策は津波災害を重点にしてきましたが、最近の予測を超える大自然災害を考慮して、想定していなかった豪雨災害に対するためのハザードマップの改訂や、地域防災計画の見直しを鋭意進めていただきたい。

２の計画の実効性確保のための財源確保についてであります。国は、地域強靱化計画策定市町村に対して、優先的に補助金等を交付する考えを表明しているため、国等の情報収集に努め、有効で有利な各種補助金等の財源確保に努めていただきたいということでございます。

以上で、調査事件４から調査事件８までの報告を終わらせていただきます。

大変長いものですから、要点説明に代えさせていただきましたので、ご了解いただきたいという風に思います。

○議長（溝部幸基）

次に、２番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○２番（佐藤孝男）

それでは、経済福祉常任委員会所管の意見書の概要を説明いたします。

諸般の報告の３０ページをお開きください。

調査事件４ 所管関係施設・事業の町内視察及び執行方針の取り組み状況について。

所管事務調査は、１１月６日に町内視察と検討会、また、１１月８日には執行方針の取り組み状況を調査いたしました。

３１ページをお開きください。

意見書の内容は記載のとおりですが、まず、町内視察の主な内容を説明いたします。

（１）果樹栽培状況について。

事業者は、現在、試験的な果樹栽培の状況であり、技術確立には至っていないと思われる。町としても、上部指導団体の活用や農協、農業委員と連携を図り、情報提供や営農指導等を進められたい。

（２）原木椎茸栽培状況について。

町は、ミズナラ分布調査を実施するとともに、作業道整備による原木搬出コストの軽減を森林組合と連携を図り、町内山林からの原木供給を支援されたい。

（４）吉岡温泉改修事業について。

吉岡温泉は、建設後２５年を経過した施設であり、年間維持費３千万円以上の負担等を考慮し、大規模改修か、適切な規模・施設内容での建替えかの方向性を早く検討すべきである。

次に、執行方針の取り組み状況について。

主な内容を説明いたします。

産業の再生による雇用の創出。

④「食べる昆布」プロジェクト事業の取り組みについて。

今年度の生昆布出荷量は、計画５００トンに対し、２８０トンの実績となった。来年度からは、従来の昆布養殖事業者の早どり昆布のほか、マグロ業者からの新たな専用出荷が始まるので、町においても良好な事業展開に留意されたい。

⑤「新たな陸上養殖技術の開発による蝦夷アワビブランド化事業」について。

陸上養殖による蝦夷アワビについては、これまでの販売実績、加工の検討状況、コスト計算の検討状況などが未整理であるため、来年度予算審議に向けた関係資料を整理し、議会に提出されたい。

⑦広域基幹林道島前線改良事業について。

広域基幹林道島前線は、国道災害発生時の代替道路としても利用可能であると考えられるため、関係機関と協力し、維持管理に万全を期していただきたい。

⑪岩部海岸クルーズ事業について。

来年度の岩部クルーズ運航にあたっては、今年度の状況を踏まえ、事業開始時期を1カ月早めることや海底見学、イカ漁の見学等、新たな魅力の提供と、地元食材のウニ、アワビ、温泉の活用を検討していただきたい。また、今後の人材確保や費用対効果の検証、町の支援の在り方等、慎重に検討されることを強く望みます。

(4) 高齢者等の安心安全な生活環境の充実。

②空家対策について。

町では、今後、行政代執行の対象となる空家を認定することもあるが、行政代執行の手続き完了までおよそ6カ月間を要すること、さらに執行経費の回収等があることから、慎重な事務遂行を望む。

以上、調査事件の概要説明を終わります。

次に、調査事件5を説明しますので、35ページをお願いいたします。

調査事件5 行政評価について。

所管事務調査は、10月29日に実施しました。

それでは、意見書の主な内容を説明します。

調査内容は、平成30年度決算による行政評価と第5次福島町総合計画前期実施計画の主要施策進捗状況の2件であります。

評価方法は、全議員がすべての事業を総合的に4段階評価したうえで、経済福祉常任委員会を開催し、所管する事務調査の評価の説明を加えたものです。

経済福祉常任委員会が評価した件数は、事務事業評価が29件、第5次総合計画の主要施策評価は20件です。

なお、第5次総合計画の主要施策評価は20件のうち、40ページと41ページの農業・林業・商業・地場産品の3項目については、取り組みがやや不足しているという評価結果となりましたので、後期計画においては、さらなる取り組みの強化を期待いたします。

なお、評価結果につきましては、37ページから44ページまでに記載しておりますので、後ほどご参照ください。

以上で、調査事件5の説明を終わります。

次に、調査事件6を説明しますので、45ページをお願いいたします。

11月22日、調査事件6と調査事件7の2件を調査いたしました。

それでは、調査事件6 危険木から町民の生命・財産を守る条例の制定について、主な内容を説明いたします。

調査の目的は、住宅背後の個人所有の危険木除去に対する新たな条例制定の調査であります。

1、危険木指定の定義について。

危険木に対する立木所有者と周辺住民の認識が異なる場合、町内会や専門家の意見を聞き認定するように努めていただきたい。

2、国有林や道有林、保安林の取り扱いについて。

条例は、町民の生命・財産を守ることを目的としていることから、個人所有木に限らず、国有林や道有林に対しても条例で一定の規定を設けるべきと思慮する。

以上、調査事件6の説明を終わります。

次に、調査事件7を説明しますので、47ページをお開きください。

調査事件7 指定管理者制度の導入について。

それでは、意見書の主な内容を説明します。

調査の目的は、令和2年度から指定管理者制度を導入予定の横綱記念館・青函トンネル記念館・岩部わくわくクルーズ事業・岩部地区交流センターの調査であります。

1、指定管理者制度を導入している施設管理の確認について。

温泉健康保養センターは、施設の老朽化による修繕が多く、良好な形で指定管理者制度を継続するためには、大規模改修か、適切な規模・施設内容での建替えかの方向付けをし早急に検討する必要がある。また、指定管理者の福島町まちづくり工房の経営状況や委託料積算根拠、適切な組織体制を調査確認する必要があると思慮する。

2、制度導入予定の施設等の状況について。

現在の横綱記念館・青函トンネル記念館は、町内事業者により良好に管理運営されている。

また、岩部海岸わくわくクルーズ事業は、地方創生交付金事業を活用し、今年度から事業を実施した。クルーズ体験者からは好評を得た事業であるが、事業結果に基づく検証、来年度に向けた改善等の洗い出しが急務であり、今後の人材確保、事業展開に係る費用対効果の検証や町の支援の在り方等を、関係機関と共に、慎重に検討されることを強く望みます。

3、総括意見として、令和2年度の制度導入については、町が指定管理者と想定する事業者との事業委託の経緯や事業に係る組織体制・経営的収支・町の支援と関係機関との協働の在り方等を十分精査する必要があると考える。また、岩部わくわくクルーズ事業については、地方創生交付金事業として令和2年度まで継続されることなどから総合的に判断し、今後1年間の検討期間とし、慎重に対応されることが肝要と思慮する。

以上で、調査事件4から調査事件7までの報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、常任委員会の所管事務調査結果についての報告を終わります。

次に、渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

それでは、54ページをお開きください。

9月6日に開催されました、令和元年度第2回渡島西部広域事務組合議会定例会の報告をいたします。

詳しい内容は記載のとおりですが、予め書類を送付しておりますので、主な内容を説明いたします。

定例会の主な内容につきましては、今年8月執行の福島町議会議員選挙に伴う議長選挙と平成30年度決算認定、又、令和元年度一般会計補正予算（第2号）の議案審議であります。

2番目に、行政報告については、消防関係で、水難事故2件の対応状況と、第48回全国消防救助技術大会入賞の報告がありました。

詳しい内容を記載しておりますので、ご覧ください。

次に、55ページです。

審議した議案の内容については、選挙第1号で、議長選挙で当町の溝部幸基議長が渡島西部広域事務組合の議長に当選しました。

また、認定第1号 平成30年度一般会計の決算認定については、歳入総額が15億5,541万6,213円、また、歳出総額は15億4,301万7,886円で、差し引き1,239万8,327円を翌年度に繰越すことで決算を認定いたしました。

議案第1号 令和元年度一般会計補正予算では、平成30年度決算繰越金や今年度実施の耐震性貯水槽整備事業に対する国庫補助金決定などにより966万9千円を追加し、予算総額を15億6,993万9千円といたしました。

詳しい内容につきましては、議会事務局に議案・関係資料を保管しておりますので、ご参照お願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、渡島廃棄物処理広域連合議会の報告を行います。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

引き続き、諸般の報告（第1号）の56ページをお開きいただきます。

令和元年10月21日に開催されました、渡島廃棄物処理広域連合議会の令和元年度第2回定例会の報告をいたします。

1、定例会の主な内容については、今年8月執行の福島町長並びに福島町議会議員選挙に伴う副広域連合長と議会運営委員の選任、又、行政報告、一般質問のほか条例の一部改正や平成30年度一般会計決算認定、令和元年度一般会計補正予算（第1号）の3件の議案審議をいたしました。

2といたしまして、行政報告の主な内容については、現在実施している焼却処理施設の基幹的設備改良工事や定期点検の状況報告、また、平成30年度ごみの排出及び処理等ですが、施設稼働後17年目に入

り、焼却処理設備の経年劣化が進んでいる状況において、現在実施している基幹的設備改良工事の着実な実施とともに、施設保全計画に基づく点検整備等を適切に実施することでした。

3番目の一般質問については、2名の議員から3件の一般質問がありまして、質問の要旨は資料に記載のとおりでございますので、ご参照ください。

4番目、審議した議案については記載のとおりですが、主な内容として、発議第2号で、当町の平野隆雄議員が議会運営委員に選任されました。

また、同意第1号で、当町の鳴海清春町長が副広域連合長に選任されました。

認定第1号は、平成30年度一般会計の決算認定議案ですが、平成30年度の歳入総額が17億8,379万3,406円、歳出総額が17億928万9,926円で、差し引き7,450万3,480円を翌年度に繰り越すことで決算を認定いたしました。

議案第1号の令和元年度一般会計補正予算（第1号）は、平成30年度の決算繰越金7,450万3千円を一般会計に追加したのですが、これにより予算総額が29億9,305万9千円となりました。

議案第2号は、渡島廃棄物処理広域連合の運営に関する条例の一部改正ですが、広域連合が準用している北斗市条例において、令和2年4月1日施行の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例が制定されたことから、広域連合の関係条例第2条等に新たに号を追加したものです。

詳しい内容につきましては、議会事務局に議案・関係資料を保管しておりますので、ご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 10時58分）

（再開 10時59分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

訂正させていただきます。

58ページの下から2番目の議案第1号 令和元年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1号）で、私、総額の金額を間違えました。「29億9,305万7千円」が正解でございますので、ご訂正願います。

○議長（溝部幸基）

そのように処理します。

以上で、諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時00分）

（再開 11時10分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和元年度福島町議会定例会１２月会議の開催にあたり、定例会１０月会議以降の行政報告を申し上げます。

１、職員の懲戒処分について。

この度、管理監督する立場にある職員が、指導する団体において不適切な事務処理をしたことが判明したことから、１１月１日付けで減給処分を行いました。関係者並びに町民の皆様の信頼を損ねたことに対して、責任者として深くお詫びを申し上げたいと思います。

今後は、このようなことが無いよう職員に対する指導の徹底を図るとともに、適切な事務処理対応に努めてまいります。

続きまして、各課所管事項について、ご報告いたします。

（１）総務課の所管事項について。

当町では、昭和４５年より函館空港ビルディング株式会社の株式を１，０００株保有しているところですが、空港民営化に伴い令和元年１１月７日に北海道エアポート株式会社と国との間において、ビル施設等事業者株式譲渡予約契約に係る地位譲渡契約が締結され、保有している株式を譲渡することとなり、関連予算を本議会に補正計上しております。

（２）産業課（水産）の所管事項について。

１点目として、公有水面埋め立てについて。

令和２年度吉岡漁港岸壁改良事業として、岸壁部分の拡張に伴い、新たに吉岡漁港内を埋め立てる必要があり、事業主体の北海道より公有水面埋立ての意見書の提出を求められていることから、本議会に意見書の議決に関する議案を上程してございます。

２点目、コンブ養殖係留ブロック設置事業について。

９月会議において議決をいただきましたコンブ養殖係留ブロック設置事業について、１０月７日付で日本海漁業振興対策事業に採択され渡島総合振興局より補助決定の通知がありましたので、関係予算を本議会に補正計上してございます。

町の主な主催事業及び行事等につきましては、別に記載してございますので、参照願いたいと思います。

以上で、町長部局の行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和元年度福島町議会定例会１２月会議の開催にあたり、定例会１０月会議以降の行政報告を申し上げます。

まず、学校選択制についてでございます。

今年度から実施している学校選択制については、令和２年度に向けて、１０月４日までに保護者から提出された希望申請書により、１０月２１日開催の教育委員会において希望の可否を保護者の希望どおりに決定し、１０月２３日付けで申請許可書を送付したところでございます。

通学区域の変更を希望した児童は、吉岡地区の新１年生対象者で６名中１名が福島小学校を選択しております。

なお、福島小学校から吉岡小学校への希望はございませんでした。

これによりまして、令和２年度の児童数は、新入学生が２０名いらっしゃるんですが、吉岡小学校５名、福島小学校１５名、総数では、吉岡小学校が１２名、福島小学校７９名の計９１名で前年と比べますと５名増える見込みでございます。

続いて、南北海道駅伝競走大会についてでございます。

１１月４日に第３７回南北海道駅伝競走大会を開催いたしました。参加チームについては、昨年より６チーム少ない１１６チームでしたが、秋晴れの天候にも恵まれ、健脚を競い合いました。また、当日は、ライオンズクラブ様からのちゃんこ鍋の提供や、表彰式までの間、町内外の多くの企業から頂きました協賛品の抽選会を行い、大いに盛り上がった大会となりました。

沿道からご声援いただいた町民の皆様、大会運営にご尽力いただいたボランティアの皆様に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

続いて、町民文化祭についてでございます。

11月9日から10日まで、福祉センターにおいて令和元年度町民文化祭が開催され、町内文化サークルによる展示や舞台発表が行われました。今年は「上磯吹奏楽団」の約40名による迫力ある演奏や昨年3月に国の重要無形民俗文化財に指定された「松前神楽」の公演も行われまして、訪れた観客から盛大な拍手が送られるなど、2日間に亘り芸術・文化の秋を堪能していました。

文化祭につきましても、関係していただきました多くの皆様に感謝申し上げます。

以上で、教育行政の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

◎報告第6号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について

○議長（溝部幸基）

日程第4 報告第6号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の95ページをお願いいたします。

報告第6号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について。

福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱第5条の規定により報告いたします。

なお、説明に関しましては、別冊のNo.3となっておりますので、併せてお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

整理番号26、児童虐待等についてですが、取り組み状況については、児童虐待マニュアルの策定について検討いたしました。北海道で作成している「子ども虐待マニュアル」を基本として、随時関係機関とのネットワークを通じながら対応を講じてございますので、改めてマニュアルは策定しないことといたします。

以上、簡単ですが、福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

内容の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、以上で報告を終わります。

◎一 般 質 問

○議長（溝部幸基）

日程第5 一般質問を行います。

一般質問は、3名の議員から提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

最初に、4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

一般質問を朗読させていただきます。

町職員の条件付き副業の解禁を検討してみてもどうか。

道南の鹿部町は、地方公務員法で原則禁止されている町職員の副業を条件付きで11月から解禁した。営利目的での副業は禁止し、スポーツ、文化の指導者、漁業支援などを想定し、町の発展、活性化に役立てるとのことである。

全国では鹿部町含む5自治体が実施しているが、当町も条件付き副業の解禁を検討してみてもどうか

と考える。

漁業支援という点においては、現在、昆布作業の仕組みが大きく変わらなければ人手不足はますます深刻になり、昆布漁最盛期に休日だけでも副業を許可すれば、人手不足、アルバイトの高齢化に悩む昆布漁業者にとっては少しでも戦力になると考える。

葬儀では特に香典受付、会計業務において、町内会担当を始めとする職員が担当している。都市部ではまずない光景です。この風習が続くのであれば、副業と位置付けてアルバイト代として受け取る仕組みに変えてよいと思う。通夜手伝いの後に残業という事例があれば尚更です。

もちろん副業に一生懸命になるあまり住民サービスがおろそかになってはならないが、基準を明確化すれば職員の積極性も生まれ、ためらいなく活動できるのではと考える。

町長の見解をお伺いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

木村議員のご質問に、お答えいたします。

基本的に公務員は、日本国憲法及び地方公務員法において、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないというサービスの根本基準があります。

しかし、全国の一部の自治体において、少子高齢化や過疎化による地域活動の衰退に伴い、職員の積極的な地域活動促進のため、新たな基準を設けて地場産業への従事やNPO活動、スポーツ指導など、住民との協働による副業を進めている自治体もあることは承知しております。

しかしながら、当町におきましては、これまでも必要があれば任命権者の許可を得て、職員サービス規程に基づく手続きにより許可してきているところであり、近年の働き方改革や人口減少に伴う職員数が削減されている中で、改めて新たな制度を設けることは考えておりません。

また、葬儀等の手伝いに関しましては、地域活動の一環として町内会連絡担当職員配置制度を設けて対応しており、今後も町内会の方々の協力も得ながら活動を推進するとともに、地域と共にある行政の一環として、職員に対して制度の周知に努めてまいります。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

鹿部町の副業を解禁するという記事が出まして、我が町はどんな対応を取るのかということで、質問してみました。こういう質問もしないと、なかなか職員のサービス規程の勉強というのもしないものだなと思ってございます。

それで、これまでもサービス規程の中で許可するものは許可してきたという答弁ですけれども、鹿部町の例規集の方を見ました。そうしましたら、答弁にある、この福島町と同じ職務規程がございました。14条の営利等に従事するときは許可書を提出しなさいと。それで、鹿部町さんも新しい条例を作るわけじゃなくて、今のサービス規程の中で対応していくということですので、どうしてこの鹿部の事が大きく記事になったのか、福島とは何が違うのか、不思議に思いました。それで、結論としましては、広域的副業に対するスタンスの違いと言いますか、町として条件付きですけれども、例外も認めて地域活動で報酬を貰って活動しなさいよと。そういうことになります。じゃあ福島はこれまでどんなものを許可するものは許可してきたのか。後ほど質問しますけれども、それで、公務員そのものは原則禁止ではありますけれども、禁止されていない事項というのが大体大まかに7つぐらいあるそうです。簡単に言います。1つ目が、条件付きですけれども不動産収入。2つ目が、株式などの投資で得た収入ですね。3番目が講演。人の前で何かを話す講演会に出て喋ると。4つ目が執筆活動。5点目が小規模な農業収入。6点目が家業の手伝い。これも報酬を貰っても良いのか駄目なのか、その自治体によって様々みたいです。それで、7番目が地域活動ということで、少年団の指導員だったり、消防団ですとか、NPOの活動費。消防団は当然報酬が出ますので、そういう風な常識的範囲であれば報酬は貰って良いよということになります。ですから、多分、許可するものは許可してきたというのは、この禁止されていない事項に該当すれば許可してきたのかなという風に捉えているんですけども、その点、今まではどうしてきたんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

今、おっしゃられましたとおり、家業の手伝いであつたり、少年団だとか地域活動、あと福島の場合、農業ではなくて漁業の手伝い。そのような形でこれまでも許可してきております。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

今、言った禁止されていない事項の収入を得る場合に、その許可願いというのがあるわけですが、どういったケースで許可願いというのは出すのでしょうか。つまり、例えばまったくボランティアで少年団のそういう風な指導者になるという場合も、とりあえずそういう事をするという形で許可願いを出さねばならないのか。その職員それぞれに任せているのか。全員こういうケースになれば出しなさいという風にしているのか。現状をお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

基本的にご存知のとおり、地方公務員法第38条で営利企業の従事が制限されております。その中で、営利企業を営んだり、あるいは報酬を貰った場合には制限されるよ、従事しては駄目だよという風になっています。それで、今、おっしゃられましたボランティアで、例えば少年団の指導だとか、それが時間内であつて報酬もなくて、土日の指導とか、夜の指導だけであれば、そういう場合は特に許可の必要はありません。ただ、スポーツ推進員だとかになって報酬を貰うようになれば、これまでも許可願いを出すようにしております。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

それで、本題になるんですけれども、当町も例えば一般の職員が、まったく土日に人手不足なので昆布のお仕事に行ってみたくとか、そういう風なこの禁止されていない事項以外の例外がもし出てきた場合に、どういう風に対応するのかというのを聞きたかったわけですね。ですから、許可すると言えば、鹿部町と同じような形になっていくと思いますし、それはちょっとまだ早いと言えば、今までどおりこの禁止されていない事項だけになりますし、検討すると言えば、私の最初に言った一般質問の趣旨になると思うんですけれども、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

職員の営利企業の従事の関係については、私、副業という考え方はあまり取りたくないという感じをしております。副業をなんとなく、例えば公務員がやはり公平性なり色んな観点からの制約を受けている中で、ある一定の営利を目的としたところに就くというのは、どうなのかなという思いはしております。ただ、反面、今、色んな形でこの人手不足ということがあります。そういったことで、従来から私、職員時代からよく言っていたんですけれども、日高の方ではもう早くから朝早い昆布拾いとか、そういうものを副業と言いますか、そういったものを認めてきた経緯があります。やはりそれはあくまでも地域が求めて、人が足りない、なかなか人手を確保できないので、職員についても協力していただけないかということで、私、聞いてございます。今回、鹿部の例が大々的に出ましたけれども、私も盛田町長と少し話をさせていただきましたが、盛田町長の思いは、人手不足というよりは、最近、地域採用でない職員も結構いらっしゃるということで、ある程度、地域に溶け込んでいただくとか、そういった目的もあつて、なるべくそういったところに活動を広げてほしいという思いで作ったという話を聞いています。ただ、実際やってみたら誰も応募が無かったという話で、ちょっと嘆いておりましたけれども、私は、できれば今なかなか、先ほど言いましたとおり、確かに地域としては人手不足。我々も色んな形で人手不足の所はあります。ただ、今の職員数を考えた時に、それだけ本務の他にやれるかとなると、ちょっと厳しいんではないのか

など。私、3年間、役所を辞めて民間でニラと昆布をやらせていただきましたけれども、やはり昆布ひとつとっても、夜中3時から始めるわけですから、2時くらいから起き始めますので、ほとんど寝ない状態で、例えばそこに職員が残業が入れば、身体的にも厳しい状況にあるんだなという思いがしていますので、今のところ私としては、そういったところに職員の兼業を認めるということまでは考えてございません。ただ、先ほど総務課長言いましたとおり、例えば農業をお父さんが営んで、それを引き継ぐという形。農業委員会の関係だとか色々ありますけれども、農業者をそのままやるという形で、どうしても跡を継ぐ人がいなくて職員が農業をやるということも過去にもありますし、現在もありますので、そういった方々については必要に迫られてやっている行為でありますので、そこまで駄目だということにはならないと思いますけれども、現状の中では新たに今、そういった例えば昆布干しだとか、昆布の手伝いとか、色んな形のものまでは広げないで考えているところであります。

ただ、従来から行っております、例えばスポーツ指導員とか色んな形。私も実際、職員時代に北大の研修員として報酬をいただいた経緯がございます。その中では、やはり営利企業の届出を出して許可を貰ったという経緯があります。そういったところで今のところは十分でないのかなという風に感じております。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

分かりました。副業と言っても、現在の制度の中では広域的活動に限られた形になっています。神戸市でも、生駒市でも。また近い将来、何か国の方向性が変わったら、また機会があれば質問してみたいなと思っております。それは去年、国の方でも未来戦略会議というものがあって、国家公務員の兼業・副業に対しての環境整備を進めなさいという答申がもう出ていますので、そのうち新しい指針が出てくるのではないかなと。そんな風に思っております。

これで終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

町長に質問します。

質問事項は、津軽海峡沿岸の藻場の増設と養殖昆布の将来性についてです。

津軽海峡沿岸の海藻の生える「藻場」が、この25年間で4割程度減っていると昨年3月に函館市水産産学連携交流会等で北海道の委託を受けて藻場の調査を行ったエコニクス（札幌）が発表し、函館市恵山地区から松前町までの津軽海峡沿岸において「磯焼け」が顕著に現われていると報告されています。

福島町沿岸においても、ウニによる食圧や時化、それに伴う砂等の要因において、藻場の減少が発生しているとの漁業者の声もあります。それらの対策について、当町としても昨年あたりから、道の補助を頂きながら藻場造成を進めているものの、未だその原因や確たる対策が確立されているとは言えないと感じます。当町として、今後、前浜の資源確保を目的とした藻場の造成と対応について、どのように考えているのか伺いたい。

また、近年、養殖昆布の生産に対して海水温の上昇が要因なのか、8月頃の最終収穫時期になると養殖昆布に繊維状の藻と思われるものが付着して、生産効率や品質に影響が出ています。その原因と対策について、当町として、関係研究機関や漁業者との話し合いがどの様にされ、生産者に情報がどのように提供されているのか併せて伺いたいです。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

小鹿議員のご質問に、お答えいたします。

まず、1点目の前浜資源を目的とした藻場の造成についてですが、町ではこれまでも北海道事業及び町単独事業の中で、地先型増殖造成などの事業を実施し、藻場の造成に努めてきているところです。

なお、当町の磯焼けの主な原因として考えられる要因の一つに、キタムラサキウニ等の食害がありますが、蝦夷バフンウニの放流及びキタムラサキウニの移殖放流等により生息密度が過密になったことが原因

と考えられております。

このような状況を踏まえ、令和2年度から新たに北海道が事業主体となり、白符地区及び宮歌地区で藻場礁の造成を2カ年事業で実施する計画をしております。

また、漁業協同組合が水産多面的機能対策発揮事業として、福島及び吉岡両地区において、コンブやワカメ漁場の回復を図る目的で、キタムラサキウニの密度管理の適正化と多年草で利用されていない海藻類の駆除をチェーン曳きで実施しております。

次に、2点目の養殖コンブに付着している繊維状の藻は、ヒドロゾアと呼ばれる生物で海水温の上昇とともに養殖コンブ等に付着し、水揚げ作業のときにブラシなどで除去しており、対応に苦慮していることは承知しております。

現段階では、有効な対策はありませんが、養殖コンブ漁業者が適時工夫を施し、収穫時期を海水温が上昇するお盆前に早めるなどの対策を行っている状況にあります。

今年度の養殖昆布の水揚げ高は、過去最高の8億円を突破しており、藻による特段の影響は出ていないものと思慮しており、現時点では特段の対策を検討しておりませんが、今後、地球温暖化の影響により更なる海水温の上昇が懸念されておりますので、状況等を注視しながら必要があれば関係機関と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

海藻類の駆除をチェーンなどで曳きということですが、この効果は何かあったのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

チェーン曳きで岩盤の表面の雑海藻を清掃する事業は、かなり以前から色んな各地で行われております。多年草が生えている所は、昆布、ワカメなどの種苗が付着しませんので、その表面を綺麗にすることによって、昆布だったり、ワカメだったりウニ・アワビの餌となる所になります。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

藻場礁の設置に対する今後の効果及び検証はどうなっているのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

藻場礁を北海道が施工した場合、その効果を追跡調査しなければならないことになっておりますので、漁業協同組合が主体となりますけれども、その効果の調査は行っていきます。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

昆布に毛の生えている対策について、有効な対策が無いとありますが、今年、過去最高となっている水揚げ高を揚げている組合に対して、自然環境が刻々と変化している中で、未だ具体的な施策がないというのはおかしいのではないのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

昆布に付く、一般的に福島町では毛と言ってますけども、以前から付着するものでして、漁業者の方は工夫して、早めにお盆前までに水揚げするように努めているところです。それと、北海道の水産試験場なんかでも、各地でそういう事例がありますので、これは水温が15度以上になると付きやすくなりますので、水産試験場などでは水温の観測をするようにというぐらいの指導しか行っていない状況です。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○**8番（小鹿昭義）**

分かりました。

○**議長（溝部幸基）**

次に、3番平沼昌平議員。

○**3番（平沼昌平）**

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

2025年、2040年問題に対する当町の対応についてです。

福島町の人口も先月末で3,978人になりました。今まで当町として様々な施策を持って対応しております。

しかし、現実的に当町の場合、高齢化率の高さとスピードの速さを持って進展しています。その要因は、各自治体共通でハッキリしています。未婚化と晩婚化と出生児数の減少にあると思います。せっかく結婚しても第2子、第3子が生まれにくい事にもあります。その中で、直近の2025年問題、その後の2040年問題に対して、当町の今後の対応を今の段階から具体的に一定の道筋を持って進める必要があると考えます。

行政の取り組みとしては、特に、今後、自助、共助、公助の機能をどの様にうまく連動して働く地域づくりをサポートしていくか、様々な面において仕組み等も工夫していくことが必要と考えます。

教育の面においても行政の取り組みと方向性は同じとしても、教育力を高め質の良い教育体制を求めて行かなくてはならないと考えます。

将来を考えると、インフラ整備、行政サービスの提供をフルセットで維持・整備していくことはだんだんと困難になっていくと思います。

その中で、大切なのは町民の主体性、あるいはアイデンティティを持ち、近隣市町村それぞれの特長を持ち寄って連携し合うことが町の独立を守るためにも必要ではないかと考え、町長、教育長それぞれのお考えを伺いたいと思います。

○**議長（溝部幸基）**

鳴海清春町長。

○**町長（鳴海清春）**

平沼議員のご質問に、お答えいたします。

総務省において取りまとめた、自治体戦略2040構想研究会第一次報告及び第二次報告において、高齢者人口がピークを迎える2040年頃にかけて迫ってくる我が国の内政上の危機とその対応について整理し、新たな自治体行政の基本的な考え方について、取りまとめられております。

当町のこれまでの対応についてであります。出生児数の減少等については、当町の子育てを応援する施策として、出産祝金、医療費の無料化や国に先駆けて保育料の無料化等に取り組み、子どもを産み育てやすい環境の整備を実施してきたところであり、重要施策として今後も引き続き継続して取り組んでまいりたいと考えております。

福島町まちづくり基本条例の中で、当町は、町民の役割と基本的姿勢として、「町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい町づくりに努めます。」としております。

我々地方自治体が2040年の危機を乗り越えていくためには、地域づくりにおいて如何に自助・共助・公助を構築できるかにあり、特に自助については、町民自らがこの地域を自らの手で創りあげる意識の醸成が大切だと考えております。

また、少子高齢化が進む中で、これからの地域づくりに大切なポイントとして、「高齢者の力」、「女性の視点」、「若者の感性」の3つの力を取り入れることだと考えております。

このような観点で、行政、地域、住民がそれぞれの役割を担い相互の連携を図り、円滑に機能させ解決していくことが大切でありますので、町内会や各団体と引き続き連携を図りながら、地域づくりの一層の充実に努めてまいります。

今後、国と地方自治体があらゆる政策資源を投入する必要があるとともに、人口減少・少子化等により地方自治体の職員数も大幅に減少になることが想定されることから、従来の半分の職員で本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難を増す課題を突破できる仕組みと人材の育成が必要と考えている

ところであります。

なお、地方自治体が持続可能な形で住民サービスを提供し続けられるためには、それぞれの団体の強みを生かし、連携を図りながら諸課題を解決していく基盤の整備が必要であると考えます。

2040年の危機に対応するためには、国と地方自治体が現実を直視し、課題を先送りせずに関心を持って取り組む必要があることから、国の施策を注視しながら危機に対応できるよう、持続可能な行政の構築に努めてまいります。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

平沼議員のご質問に、お答えします。

平沼議員ご指定の課題を解決するために、文部科学省では、新しい学習指導要領が令和2年度の小学校から順次実施されます。

今、日本は、人口減少と高齢化が進行し、人生100年時代を迎えようとしており、社会のグローバル化や人工知能・AIなどの技術革新が急速に進んでいます。こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人が豊かな人生を生き抜くために必要な力を身につけ、活躍できるようにする教育の役割は、非常に大きいものがあります。

当町にあっては、町民の教育に寄せる思いや期待は大きく、子どもたちの学力の向上や豊かな心の成長、体力の向上をはじめとして、幼児から高校までの青少年教育の充実、そして人生に潤いのある生涯学習社会の実現など、当町を支える基盤となる「ひとづくり」が強く求められています。

そのような中、福島町の小学生の将来推計を見てみますと、本年令和元年度が86名、令和2年度92名、令和3年度と令和4年度は99名、令和5年度107名、令和6年度・7年度は108名と予想しております。

大変な人口減少の時代にあって、小学生が令和元年度と令和6年度を比べますと2割以上も増加するといことは特筆すべきことであります。当町の子育て・産業支援策が実を結んできている結果だと、教育委員会では分析しております。

人口減少、少子化という大きな課題の中にあっても、福島町らしい教育の在り方を希求し続け、子どもたち、そして住んでいる町民の方々に、ふるさと福島町を誇りに思い、これからも住み続けていきたいと思ってもらえるよう、質の高い信頼のある教育行政を推進してまいります。

以上です。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

再質問するよりも、もう意見交換という形になろうかと思います。

今、国が言っている2025年、2040年。私が思うに、とくに福島町は今その時期に来ていると。このように感じております。その中で、今、町長とのやり取りは、今現時点のこれから来るであろう、国が、道が言っている2040年の話ではなくて、そのレベルで言うと、あと20年後というようなことは、福島町の将来を描いたインフラなり内容なりをどうしていくかということについて、今、現状を捉えながら話していきたいなと思っております。確かに町長おっしゃるように、我が町は、町長の先見の目もありまして、子育て支援、様々な面でやっております。保育料の無料化もそうですし、今、まさに教育の面に関しては、この間の臨時国会閉会にあたって安倍首相が、これから子どもたちにタブレットを1台ずつ預けて、それでITに強いプログラミングの出来る子どもを育てていくと。今、もうそれは福島町は既に取り掛かっております。それよりも何よりも、給食費も無料化しております。そういう面で、やはり既に国がやろうとしている2040年に対する考えというのは、今現時点でもう福島町ではやらざるを得ない状況で進んでいると。国が2040年という時に、福島町は既に2060年のことをやっていかなきゃならないんじゃないのかなという風な、極端な考えですけども、そういう考えを持っております。その時に何をやるか。今、何をやるべきか。そして、将来に向けて何をすべきか。そういうものについて、やはり具体的にやる事も大事ですけども、先ほど言ったように、出産祝金や医療費の無料化、保育料の無料化というのは、やはりある程度、利用者の方々にも大変受け入れられておるとは思いますけれども、こ

れから来る時代の変化、様々な時代の変化がそれぞれの利用者にかかってくると思うんですね。であれば、この時点で、今、これを一つの契機として、その時代に合った変革を求められれば、今までやった事業を検証しながら、これから将来に向けての取り組みというものも今後必要ではないのかなと。このように考えます。

それから、町長は、地域づくりに大切なポイントとして、高齢者の力、女性の視点、若者の感性という、3つの力を述べられております。これらについては、高齢者の力というのは大体分かります。結局、健康な高齢者の方々が、助けを必要とする高齢者を助ける。こういう基本的な考え方があると思います。また、行政の視点というのは、やはり子育て環境の整備なり、働きながら子育てができる環境整備。そういうところにも来ているんじゃないのかなと思います。若い人の感性についても、グローバル化している状況の中であって、町長はそういう風に述べられているのかなと私個人でこの答弁書をいただきながら考えました。ですから、その3点について、再度その内容について、お聞かせ願いたいと思います。

教育長の方は、あとでもう一回聞きたいと思います。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時56分）

（再開 12時54分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

再質問ということで、2040年問題について、縷々ご質問いただきましたけれども、我々も今、色々な形で少子化と向き合って、我々の出来る範囲の対策を講じているところでございますけれども、私は常々、国の方と道の方と色々話をする時に、少子化問題については一地域のレベルを超えて、ある程度やはり国家なり道のレベルできちんと対策を講ずるべきではないのかなというお話をさせていただいておりますし、また、先般の広報にも少しそういったことを、海外でやられている例も参考にしながら答えさせていただいたところであります。ただ、私は、色んな施策を講じてツールとしては使っていきますけれども、やはり根っこにあるのは産業の振興でないのかなという風に思っております。その地域でしっかりと働き生活を営めるものがなければ、必然的に少子化なり人口減少は加速するんだと思っておりますので、我々はこれまでもしっかりと産業を支えていく。現実的に見ますと、今年も昆布の関係で8億の水揚げがありますけれども、やはり昆布を営まれている方々は2世、3世と言いますか、そういった形でしっかりと地域に根差して、子どもさんも2人、3人と生んでいただいております。我々としては、やはりこの地域でしっかりと生活できる上でも、やることによって、少子化なり町を繋いでいくことにつながっていくんだと思っております。そしてまさに、町を運営していくにあたっては、先ほど言いましたとおり、高齢者の力という形で、今、日本全体で多分1年間に50万ぐらいずつ減っているんだと思うんですね。死亡している方が140万人、福島でもやっぱり70人、80人単位で推移しています。生まれてくる方が多分、今、90万人を割り込むんだらうという形で、この前も新聞に出ていましたけれども、福島にあっても、今15人ぐらいで推移してございます。今年はちょっと少ないんでありますけれども、そういった中であって、やはり高齢者の地域に占める役割というのは、私は重要ではないのかなと思っております。我々が若い頃の60歳の方であれば、もう65歳を過ぎると引退という形ですけれども、今はもう70歳を過ぎても現役でバリバリ頑張っている方もおりますので、なるべく私は生きがい対策として、その高齢者の方々に地域に自分の役割があるんだということを植え付けることが大切ではないのかなと思っておりますので、高齢者学級や色々な形、生涯学習を通じながら、その方々が地域にしっかりと自分の役割があるんだということをやっていくことが力になるのではないのかなと思っております。

そして、女性の視点については、我々、今、なかなかこれは出来切れていないのかもしれない。ただ、女性の会などを通じて色々な意見をいただいておりますし、行政の各委員の中にも女性の方に多く入って

いただいておりますので、そういった方々を通じ、さらに保育所などの若いお母さん方の話も聞きながら、子育てに活用させていただいているという状況にありますので、これからはますますそういったところの女性活躍社会ではないですけれども、やはり地域にしっかりと反映できるような体制を我々としては取っていかねばならないんじゃないのかなと思っています。

そして、若い人の感性でありますけれども、まさに今、福島がこのところが少し出来つつあるのかなという風に思っております。今年の6月から行いました岩部のクルーズについても、本当に今、若い人達の感性なり、そういった考え方に基づいて、我々はそれを温かく見守りながら育てていく必要があるんだと思っていますし、今回、道の駅の検討も、私、なるべく若い人達にということは、そういった発想を若い人が持っている感性を生かしたいという、しいて言えば、この方々が将来、町を背負っていくわけですので、そういった方々に是非、色んな意見をいただきたいということで、これまでもやってきたつもりであります。そういった中で、これらのトータル的な力を利用しながら、これから福島が抱える課題なり、色んな厳しい状況を打破していく一つのツールになるんじゃないのかなと思っていますので、まずは厳しい状況ではありますが、本当に先々と手を打っていかねば、なかなかこれからの時代は厳しいんだと思っていますので、自分が就任してから、そういった思いもあって、議会の理解を得ながら、国より先んじて保育料の無料化とか色んなことをやらせていただきました。我々の小さい町にとっては、やはり先を見通す目がしっかりしていなければ、どうしても国依存という体質は抜け切れませんので、我々としては、やはりまちづくり基本条例にあるように、町民と協働の町をしっかり作っていくことが2040年問題にもしっかりと対応できるんじゃないのかなと思っています。そしてまた、人口減少していく中で、やはり一つの課題は、町をどうコンパクトにしていくかということが、これからの我々の宿題でないのかなと思っていますし、この前、公共施設の計画についても、そういった観点から、将来にかかる負担を如何に小さくして、町を人口に合わせた規模に縮小していくかという形が、これから我々に求められているんじゃないのかなと思っていますので、そういったところをしっかりと町民の力を借りながら、行政としても先導していきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

町長のおっしゃるとおり、本当に先を見据えていかねばならないと思います。だけど、これからはやはり高齢者は高齢者の方に、ただ楽しんでもらっただけじゃなくて、自分の持っている今までの経験なり、それから技術力なりを現役としてやれる限りはやっていただき、高齢者という言葉が適切なのかどうか分かりませんが、働けるうちは自分が面倒を見れる範囲内で、その方々をサポートしていくという体制は必要になってくると。また、じゃあその環境整備をどういう風に作っていくかというのも、これまた行政の務めだと思いますね。

それから、やはり女性の視点というのは、当然、私たち男が考えるよりも、及びもしないような発想もあるかもしれません。また、何につけても子育てをしていく、産み育てる。その中でも、なおかつ働いていく。そういう両面的な活動をしていかれる方々を、やっぱり今までと違った感覚を持って、女性の働く環境整備は、これも絶対不可欠なものだと思います。ですから、女性の本当の環境整備というものを、私は福島町オリジナルのものを作っていければと思います。この間、新聞でちょっと見たんですけど、OECDといって経済協力開発機構という所がそのデータを出しております。結局、出生率の高い国は、女性の就業率も高いということが出ているんですね。日本の場合は、やはり子どもを産んでしまうと、そこでもう家庭に入ってしまう。それは結局、そういうシステムが出来ていないということですよね。一方、今、言ったような国では出生率も高い、就業率も高いというノウハウがあるわけですから、それなりの社会環境整備というの、やはり取り入れることも私は大事でないのかなと思います。

それで、若者の感性については、まさしく町長おっしゃるように、これも我々の年代では到底考えつかないようなことを提案していただけるし、とにかく感覚が福島、函館圏の考え方じゃなくて、もう世界的な頭になっていますから、本当に我々も付いていくのが大変じゃないのかなと思っています。そういうような事を十分生かした環境整備が必要だと思います。そういう風に町長はおっしゃっているんですけども、事、職員のことにに関して、町長は何か知らないけど今流行りでない言葉を使っているんですね。従来、半分の職員で本来担う機能が発揮できるように、困難を増す課題を突破できる仕組みと人材の育成

をしていくと。この突破していくというのは、まるで無理くり押しのけて行くと。俺についてこいという
ような感じは受け入れられるかもしれませんが、今の時代、この突破してという言葉を使うのは、
なかなか厳しいのかなと私は思うんです。でも、お気持ちは分かりますよ。それで、そのためにはやっぱり
職員の人達に対して、どういう風な組織改革なり教育なり、それから働く環境を整備していくのかとい
うことだと思うんですね。これから当然、職員数も半減する。事務的なことは、なるべくならコンピュー
タなり何なり使って事務的な処理は半減するかもしれませんが、事、住民サービスということにな
ると、やっぱりマンパワーが必要になってくる時点であって、職員は絶対数必要になってくると思いま
す。その中で、職員の方々もインサイドでやる仕事、アウトサイドでやる仕事というのは振り分けしてい
かなきゃならない。特にインサイドのものは、より簡略にしていかなきゃならない。そして、アウトサイ
ドのものについては、より住民に幸福感を満足させるような体系をしていかなきゃならない。そういう今
の時点でも職員の方々の数がどうだこうだと、足りないと言っている状況の中であって、これから204
0年は高齢化と言っても、福島町はもう既に2040年状態だと感じていかなければならない。その状況
の中で、今後どういう風な職員に対しての組織改革というもの。これはもう組織の機構改革をしていかな
きゃならない。やれるもの、これから考えなければならぬもの。そういうものについて、どうお考えか
伺いたと思います。

教育長については、色々とお答えいただきまして、なにかさぐく福島町の教育がやはりこう在るべきな
んだなという所信表明的なご答弁をいただいたので、本当は何も言えないんですけど、最後の方に、
私は今回2040年に向けての今やらなくてはならないもの、これから準備しなければならないもの。現
状は現状として捉えて、将来的なものを教育として生かしていかなきゃならないんでしょうけれども、そ
の辺をもうちょっと詳しくお聞きしたいなと思うことと、福島らしい教育の在り方というものを求め追及
していくわけなんですけれども、これは地域の実情に応じて検討する必要があるわけなんです。じゃあ、
その地域の実情というのは、今、他町と比べてどのように違ったものになっているのか。その辺を十分認
識しながら、これは取り組んで行かなきゃならないと思うんです。来年度からそれぞれ各学校、教育指導
要領、先ほど変わったと言っていましたよね。それぞれ子どもたちがより高度な教育改革の中でプログラ
ミング思考と言うんですか、そういうものをやっていく。一部の学校では、ネズミがネコを追いかけるプ
ログラミングももう手がけているという風に聞いております。その中で、今の子どもたちが高校、大学と
進学した中で、共通一次試験なんかも択一式から記述式にまた変更になるという中で、大きく今までの教
育の在り方、教え方というのがそれぞれ変わってくると思うんですね。この記述式になってくるといって、
私は教育の専門家でないから分かりませんが、その文章の書き方一つ取っても、読み手にとっても
答えがあってないようなもので、どう考えているかという思考的なものを発達していかなきゃならないと
思うんですね。そういう指導できる教員をどう福島町で確保して、またその教員の方々に来ていただくか。
その辺を教育長は今後どういう風に福島町の町に合った教育内容に進めていくのか。その方針をお聞きし
たいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

まず、一つ目の高齢者の技術や力をどう活用するかということだと思うんですけども、なかなか偏に
こうだということはお答えできませんが、私は、いつまでも現役で自分もその地域の1人として役割を担
っているんだという、そういった場所を我々として提供できる形が良いんじゃないかなと思っています
し、民間は民間で、今、まさにそういった場所を求めて、ある程度60歳定年が65歳、多分70歳ぐら
いまで延びるんだと思います。そういった中で、当然、活躍の場は広がっていきますけれども、やはり行
政の中で、その地域として色んな形で活躍できる場所。そういった場所を提供することが大切ではないの
かなという風に思っています。

そして、女性の視点につきましては、この前、テレビでちょっと観ましたけれども、ローソンの商品
開発か何かのところに、まさに女性の方々が活躍して、本当に女性の視点と言いますか、生活を基軸とし
た視点で商品開発をしているというところにスポットを当てた番組を観たことがあります。本当に諸外国
では、フランス、スウェーデンを中心に出生率の高い所は、当然、女性の方の就労率も高い。ただ、日本
は江戸時代から少し鎖国をしていた中で、あまりそういった歴史がないと。女性が働くという文化が無か

ったんではないのかなと思っています。明治維新からまだ150年足らずの中で、なかなかそういった文化がまだ抜け切れない。結婚と共に現役を退くという形が多くあったんだと思います。ただ、昨今はやはり都会を中心に女性の方々もどんどん活躍し社会に進出してございますので、世界から比べるとまだ少ないんだとは思いますが、そういった制度を国辺りもしっかり揃えていただけると、まだまだ活躍をしながら子供を産む環境が育っていくんだと思ってございますので、我々のやれる範囲の中で子育てのしやすい環境を引き続きやっていきたいという風に思っております。

そして、職員の問題でありますけれども、まさに今、我々の職員体系自体も大体職員数が70人ぐらいで推移していると思いますが、やはり財政が厳しい時代に職員採用を差し控えた時代が多分10年ぐらい、斉藤町長の辺りだだと思いますけれども、あったんだと思います。要は、その歪が今まさに出ている。これはもううちの町だけではなくて、日本全体が小泉改革含めて厳しい時代に、やはりかなり歪な体系になっているというのは、道なり国の方々と話しても、そういった話を伺っております。そういった中で、どう若い人を育てていくかということが、これから我々まさに仕事を繋いでいくかということが課題としてあるんだと思っていますし、私は常々、職員の方々をお願いしているのは、自ら考え行動することが大切なんだということ。そしてまさに、職員が漫然と与えられた仕事をするのではなくて、きちんとやっぱり自分の仕事は何ぞやと。そして、町民から求められているものは何なのかということに気付いて、その対策を自らが構築していくということが大事だと思います。ただ、なかなか事務に忙殺されて、そういった時間を取れない中で、我々としては、今、やっている事はなるべく外に研修に出す。そして、気付かせるということを重点にやらせていただいて、その中で、まずその職員が目覚めるなり自覚しないと、私はいくら声を大きくしても、多分、職員は良くなりませんんだと思っていますので、我々としては、できればそういった機会を数多く研修の中に取り入れて、なるべく先進地だったり色んな形で研修に参加させて、その職員の気付きを促すということが私は良い職員を作るバロメーターではないのかなと思っています。そしてまさに、先般の行政改革の中でもお話をさせていただきましたけれども、やはり職員の数が少なくなっていく中で、反対に事務量は増えているのが実態であります。色んな制度が複雑になっている形の中で増えていく。そうすると、どうしてもマンパワーで処理しなければならないところもあるんですが、そういったものは例えば今コンピュータなり色んな形で出来るんだと思います。ただ、それにしても少しうちも反省しなきゃないなと思っているのは、あまりにもこの制度をきちんと作り過ぎる中で、下手したら人口10万人ぐらいの規模の町がやっているような事まで、この4千人の規模でやっているという状況も無きにしも非ずでありますので、そういったところは私は少し隙間を作って省かないと厳しいんじゃないのかなと。極端にいくと、例えば会議一つやるにしても、A41枚でまとめて説明できるぐらいの本来の姿がなければ、会議に何時間費やしても私は無駄だという自分の考えを持っていますので、そういった事をなるべくしないで、人数が少ない中でどうやり切るかということを我々もまた行革なり色んな考えで庁舎内で議論しながら、そういったものをやっていく。あくまでもやはり4千人の中で出来ることをしなければ、背伸びをした行政になりますので、そういったことが結果的に職員の負担だとか色んな形になりますので、そういったことをなるべく避ける形の中で、できればしっかりと職員が自分の仕事に自覚を持って、まず行動していただくような支援を行政として、我々としてしていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

平沼議員おっしゃるとおり、私も2025年、2040年の問題ではなくて、福島町としては、今、喫緊の課題が人口減少問題だったり、少子化の問題だったりすると思っております。平沼議員ご指摘のとおり、来年からは学習指導要領が変わるわけですが、英語が5・6年生で必修化になったり、3・4年生で外国語に親しむ活動を取り入れたり、あとプログラミングも始まるわけなんですけれども、すべては、記述式のお話もございましたが、考える力、生きる力をどう教育していくのかという、そこに新しい指導要領の目的があるわけで、まさに福島町としても、例えば2足す2が4という答えではなくて、4になるにはどういう答えがあるでしょう。ゼロ足す4でもいいですし、1足す3でもいいですし、2足す2でもいいわけです。でも、状況、状況に応じて、その時の答えが1足す3だったりするわけなんですけれども、逆に4になるためにはどういう計算式か。そういう考える力、生きる力が、これからは必要にな

ってくるんだろうと思っています。そのためにも教える側の教員の資質が非常に重要になってくるわけです。私も前に10年教育に携わったり、そういう大学を卒業して、同級生が今、教員をやっておりますので、拙い人脈ではございますけれども、そういう人脈をフルに生かして優秀な教員に来てもらいたいとは思っているものの、福島というこういう実情から、若い職員が多ございます。そういう職員を如何にして福島町で育ててあげるか、研修させて福島の子どもの良い影響を与えていただけるかという、そういう教職員を育てるという視点も私は必要なんだと思っています。総じて、これから将来、先ほど小学生が増えるという風なお話もさせていただいたところではあるんですけども、まさに先ほど町長が申し上げましたように、やっぱり産業、子育て支援、そこに福島町の力が、今、発揮されていると思いますので、その教育も是非協力して福島らしい、私、就任して2カ月になるところなんですけれども、その福島らしい教育を追い求め続けて、なんとか将来、福島町を支えていく人材を育てていきたいという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

町長の職員に対する考え方。これはもう本当に当町の職員の方は、今現在、もう大変だと思います。その中でやっている仕事量も、本当に先ほど町長言うように、まるで国と同じような体制の中でやっている感じだと。けれども、私は国が悪いと思いますよ、これは。結局、小さな自治体でも国の施策に沿ったやり方をするという、やはりそれに右倣えしたような感じがすると。如何にそれに対する労力が使われているか。本当にその辺は簡略的にやっていくべきことだなと。だからこそ、今、地方創生の中で考えるのは、国に対して考えてもらいたいのは、自分でそういう施策を打ち出しておいたならば、やはり地方に対しても、そういう緩和措置みたいな、権限委譲みたいなものをある程度述べられるような体制作りというのは、今後、我々も提案しなきゃならないだろうし、国もその辺はやはり考えていかなきゃならないと。私自身は、そういう風に思っています。ただ、小さく考えて、四町なり、また、函館圏を含む中で、如何に行政の広域化というもの、また、連携化というものを取り組んでいって、少しでも自分の町の負担軽減を、共通化できるものは共通化して負担軽減に結び付けられればいいのかなと思っています。それで、じゃあそれはどういう事なんだという、結構どこの町もまだまだ自分の殻に閉じこもっているような状況の中で、口では人口減少で職員の数が足りなくて仕事量がアップアップですとは言うけども、その辺をどう四町、広域、例えば渡島西部四町で考えた場合に、どの辺まで共通認識でそういう情報共有なり、行政のサービスが専門化できるのか。本来の意味の広域化が出来るのかというところを、もう真剣に話し合っただけ進められるものは進めていかなきゃならないと思います。今現在は消防なりというものが、らしきものはありますけれども、決してその四町の中でそういう情報共有的なものはなっていないと。このように思うんです。けれども、これからはどこの町も限られた人数の中で、しかも住民サービスはだんだん増してくると。本当に大変なことだと思うんです。インフラの整備空間に対しても、今、整備する拡大が町民の要望によって点在するサービスエリアを賄うというのは、これからはもう無理だと思うんです。なるべくなら町民の方々の理解を得ながら集約して、生活環境の改善なり、魅力あるものにしていくためには、やはり小さな町づくりと言うんですか、サービスが集約された市街地なら市街地にまとまって生活できるような、そういう理解を得ながら進めていくというのもまた、これから何年後になるか分かりませんが、必要の事になってくるとは思うんです。けれども、それはその時になってから考えるんじゃないかなと思います。今から少しずつでも考えていくべきかなと。このように思っております。とにかく、今や福島町は計算的にいくと、もう生産人口の1人が高齢者と言われる1人を肩車しているような状況。1人が1人を担っていると。その担っている状況の中であって、そこに働ける人材がどのくらい注入されるかによって、1人じゃなくて1.5人とか、そういう感じで支えてもらう人を支えるかという状況作りにこれがあると思うんですね。だから、もう絶対的に少子高齢化で、なかなか子どもの数が増えてこないという状況の中であって、今ある人材を如何に有効に、如何に働き甲斐のある環境を作っていくか。これは今、直近で進めていかなければならない福島町の課題でもあるということ認識していただきたいなと。このように思います。本当に福島町は、先ほど町長言ったように、去年の平成30年の11月から今年の11月まで13人しか生まれていません。一方、亡くなった方は83人で、福島町から転出された方が昨年11月から今年11月まで136人転出されております。その中で83人の方が亡くなっていると。

実に61パーセントはもう福島町から永遠に立ち去っているということになっております。これはもう致し方ないことなんですけれども、その方々に如何に健康寿命を延ばしてもらって福島町に残っていただくかということも必要であって、思い残すことなく働いて余生を過ごして、思い残すことなくこの素晴らしい福島町で息を引き取ってもらうという流れを考えた時に、やはり私はもっともっと福島町の在るべき姿というのは根本的に検証しながら変えていく必要性も出るのかなと思っておりますので、これは答弁はいりません。私はそういう考えを持っておりますので、町長にも、この行政を進めていく上で、突破じゃなくて職員と共に、スーパーマンを作っているわけじゃないと思うんですよ。鉄腕アトムありません。ですから、やはり技術と能力と、もし職員が無理だったらば、もっと広域的な考え方で北海道なり国なりに、そういう専門的な職員を要請していくという考えは持っていくべきだと思います。それを国も助けてくれるような話がチラホラと、私、新聞等で見たことあるんですけれども、やはりこちらから要請しないことにはどうにもならない。このように思うので、その辺も含めてやっていただきたいなと思います。

教育長の方は、すごい人脈を持って福島町にどんどんそういう専門的な教職員を連れて来れるだけのお力がありそうに聞こえるんですけれども、私はそれは分かりません。ですけれども、これから必要な人材というのは何かと言うと、やはり教育長おっしゃるように、自分で物を考えて考察できる教育体制を如何に作っていける教職員を連れて来れるか。私、教育の分野はまったく素人ですから、よく分かりませんけれども、じゃあそういう教職員の人達っているのかということになってきます。だから、福島だけそういう教員を連れて来てどうするんだということになります。確かに英語教育も必要でしょう。ただ、それについて、ざっくばらんに正直なところ、福島から出て行った子どもたちは福島に戻ってきてもらいたい。ですから、今、福島町の教育は、地域に魅力のある教育をしていきたい。そういうことなんですよ。それから、都会にいる若い人達も、やはりその戻って来る地元の方々に対して吸引していただいて共に連れて来てもらいたい。それで、その若い人達の感性を、学校を卒業した、働いた、そして、この福島町で職業員としてなるわけですから、職人なり職業員としてなるわけですから、そういう方々が戻ってきた時に、福島で生活していて良かったと、本当に福島は良い所だというような教育をしていただきたいし、そういう子どもを育てていきたい。そのために福島町の教育はどうあるべきかというものを、私は教育長に語ってもらいたい。このように思うんです。先ほど4足すゼロですか、2足す2ですか、それはいいんでしょうけれども、何かこの頃、これも新聞等で見た感じなんですけれども、フランスの学校なんかでは机の上に消しゴムは置いていないそうです。なぜかと言うと、その間違った部分を消しゴムで消すんじゃなくて、線を引いて後で考えなさいと。なぜ間違ったか後で考えなさいと。ただ誤字とか、そういうものであっても、なぜここで誤字をしたのか、なぜこの文章が間違ったのか。消しゴムで消してしまうと、その場でもうその思いは無くなってしまうわけですから、これは書く子どもも緊張しますし、後でまたそれも今の言葉で言うとか復習という形になるんでしょうけれども、その辺の教育体制が、今、教育長がおっしゃった足し算の根幹にあるのかなと思うんです。だから、グローバル的に考えれば、色んな国で色んな教育の方法をしているわけです。それと同時に、日本だって色んな教育をしている所があると思います。ですから、その辺を十分考えて、私は教育長には、せっかく福島町の教育長になったわけですから、自分の思う存分の活躍を、そういう今までと違った教育体制ですね。自分の持っている力を余すことなく、一滴も残すことなく、この福島町のために頑張ってもらいたいなと思うんです。今、北海道の人口が530万人、福島町が3,973人、高々0.075パーセントの総人口ですけれども、0.075パーセントの人口の中の子どものマンパワーを教育長の力と町長の力で前進に押し出して、2040年の状態の中の福島町からさらに進化した福島町にしていきたいなと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 13時31分）

（再開 13時31分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

職員の育成については、本当にこれから世代交代と言いますか、第二世代交代という言い方を私はしますけれども、これから管理職が退いた中で、多分、5年、10年が若い30代以下の方々が育っていった役場を担っていくんだと思っていますので、是非そういった方々が希望と勇気を持って行政にチャレンジするような体制を作っていきたいと思っています。

また、広域に関しましては、先ほど言いましたとおり、2040年問題の研究会の中でも色んな言い方をしておりますし、また、国もやはり平成の合併の反省点も踏まえながら、合併という言葉は使わず、広域圏の行政を少し広域の中でお互い担うということの提言を常々しております。我々としても、渡島西部四町広域を預からせていただいている中で、先ほど言いましたとおり、消防自体でもまだ広域としてしっかり機能しているかという、私はそうではないんだと。あくまでも今もまだ各町の予算の権限の中でやっていると。そこについては、この度も今年の予算から少し変えていきたいと思いますという形で、今、広域の方にもお願いしています。そして、本来あるべき広域の姿の中で統一感を持ってやっていくことが私は正しいのではないのかなと思っていますし、また、これからは人口減少が続く中で、ますます病院だったり学校だったり色んな形で連携をしていかなければ、単独で持てない時代が早晚、私は来るんだと思っていますので、そこについてもしっかりと四町の方々にお願いしながら、将来どういう連携ができるのか、どういったものを広域でやれるのかということをもう一度、従前にも一度やっているんですけれども、なかなかやはり行政の仕組みの中で電算という問題が一つあって出来なかった経緯もありますけれども、ただ、もうそういったことを言っている時代でもありませんので、そういったものもまたしっかりと各町の協力を得ながら進めていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

先ほど、有り難い心に沁みるご質問をいただきまして、本当にありがとうございます。私も1問目にお答えしたところでございますけれども、子どもたち、住んでいる町の方々に故郷福島町を誇りに思って、これからも住み続けていきたいと思えるような、そういう人材になっていただけるよう、そういう教育行政を進めてまいりたいという風にご答弁申し上げました。そして、そのためにも地域にある資源に光を当ててみたり、地域の産業に光を当ててみたり、そういう実体験も子どもたちに福島町の良さを味合わせたいと思っておりますし、先ほど消しゴムのお話をされましたけれども、やっぱり子どもも大人もPDCAと言いますか、計画して、実行して、確認して、そして、改善策を見つけるというPDCAが大人も子どもも大事なんだろうという風に、これからそういう力が必要なんだろうという風に思っております。教職員についても、先進的なそういう事例を検証していただいて、自分らのモチベーション、技量を高めていただいて、福島町の子どものために何とか頑張ってもらいたい。そういう人材も先生方も育てていきたいと思っております。本当に理想は、高い学力を付けて1回福島を出て、また戻ってきてもらって、そして、福島を支える人材になっていただきたいというのも、私、平沼議員と同じく考えておりますので、是非そういう教育を進めてまいりたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

以上で、一般質問を終わります。

◎議案第33号 危険木から町民の生命・財産を守る条例の制定について

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第33号 危険木から町民の生命・財産を守る条例の制定についてを議題といたします。内容の説明を求めます。

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

1番の議案と2番の説明資料をご用意いたします。

議案の1ページをお願いいたします。

議案第33号 危険木から町民の生命・財産を守る条例の制定について。

危険木から町民の生命・財産を守る条例を次のように定める。

令和元年12月11日提出、福島町長。

説明については、説明資料の2をお願いいたします。

1 ページをお願いします。

議案第33号関係、危険木から町民の生命・財産を守る条例の制定について。

1、条例制定の目的について。

老朽した木や枯れてしまった木は、わずかな衝撃で倒木する恐れがあり、倒木により、ケガや家屋といった財産の損傷が発生する可能性があります。

町では、このような危険木による倒木被害から町民の生命・財産を守るため、条例を制定するものです。

2、対象となる危険木について。

この条例で定義する危険木とは、目通り直径が概ね20センチメートル以上かつ、樹高が概ね5メートル以上のもので、住宅等に被害を与える恐れがある立木とします。

3、条例の内容について。

(1) 第1条は、条例制定の目的を規定しています。

(2) 第2条は、住宅等及び危険木を定義しています。

(3) 第3条から第4条は、町及び立木所有者の責務を規定しています。

(4) 第5条から第6条は、危険木の所有者へ要請したにも関わらず、改善されない場合、町が勧告・命令をすることができることを規定しています。

(5) 第7条は、職員の立入調査等の実施について規定しています。

(6) 第8条は、緊急時に町が応急措置を実施できることを規定しています。

(7) 第9条は、危険木の除去に対して、別に定めるところにより助成を実施できることを規定しています。

(8) 第10条から第11条は、条例の実施にあたり町内会や関係機関との連携や専門家の意見や助言を求めることができることを規定しています。

4、危険木除去に係る助成について。条例第9条関係になります。

私有地にある立木は、個人財産として土地所有者が管理することとなっておりますが、立木の伐採や撤去には、立地条件や大きさによって、多くの費用が発生するため、すぐに対処することができない場合があります。

そのため、危険木の除去等に係る費用負担の軽減を図ることにより、所有者等による除去を促すため、条例第9条に基づき別途要綱を定め、補助制度を設けます。

なお、制度の概要は、下記のとおりです。

(1) 危険木の所有者及び所有者の承諾を得た住宅管理者とします。ただし、法人、町税に滞納がある個人、暴力団関係者は除きます。

なお、住宅等管理者は、住宅等の所有者本人又は親族、住宅入居者とします。

次のページをお願いします。

(2) 対象経費。

(ア) 危険木及び倒木の伐採、撤去及び処分に要する経費。

(イ) その他町長が必要と認めるもの。

(3) 補助率及び補助金額。

補助率は、2分の1以内とし、補助金額については20万円を限度とします。なお、申請は、原則同一年度内に1回とします。

5、施行期日について。

令和2年4月1日から施行します。

6、補助要綱については、次の3ページから4ページとなっておりますので、参考としてください。

また、条例については、議案1ページにありますので、こちらもご参考としてください。

以上で、危険木から町民の生命・財産を守る条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第33号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第33号は可決いたしました。

◎議案第44号 福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第44号 福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、お手元に追加議案と追加の説明資料をご用意願います。

まず、追加議案の1ページをお開き願います。

議案第44号 福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和元年12月11日提出、福島町長。

説明につきましては、追加説明資料でご説明いたしますので、説明資料の1ページをお開きください。

議案第44号関係でございます。

まず、1の提案の理由について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、新たに会計年度任用職員制度が創設され、これまでの臨時職員が会計年度任用職員へ移行となることから、本条例を制定しようとするものであります。

2、主な制定の内容について。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、第1章から第5章まで、全28条で構成し、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の給与及び手当等の内容を規定しており、現行と新制度の主な比較については、次の表のとおりでございます。

なお、給料月額欄は、本年度の一般事務員の場合を例としております。

まず、任用形態では、現行の臨時職員が新制度では、会計年度任用職員となります。

任期については、現行6カ月、更新1回となっておりますが、新制度では、会計年度内1年となります。

給料月額は、本年度の一般事務員で、月額14万4,100円が、新制度では、給料表に規定する給料月額を支給することとなり、1級1号俸（給与改定後14万6,100円）となります。また、フルタイム任用職員は給料、パートタイムは報酬という形になり、7節賃金は科目廃止となります。

次に、昇給についてはありませんが、新制度では、継続採用となった場合は、経験年数による加算があります。

期末手当は、現行6月・12月とも同じく1.15月、合計で2.3月が、新制度では、6月・12月も1.30月となり、合計2.6月となります。

その他手当については、現在、通勤、時間外勤務手当ですが、新制度では、通勤手当、時間外手当のほか、夜間勤務、休日勤務、地域手当などが追加されますが、現在のところ、通勤手当と時間外手当以外は該当ありません。

次のページをお開きください。

「(3)」となっておりますが、申し訳ございません。ここを「3」と訂正願います。以降、「(4)」、「(5)」も「4」と「5」に訂正願います。

3、規則に委任する主な事項について。

①福島町会計年度任用職員の給与に関する規則では、給与、手当の支給に関し規定します。これまでの臨時職員との大きな変更点では、フルタイム任用職員が継続任用となった場合には、基礎号俸に経験年数による加算をすることができることとしております。

会計年度任用職員に移行した場合は、規則の別表の基礎号俸と上限号俸を定めるものであります。

②として、福島町会計年度認証職員の勤務時間、休暇等に関する規則では、主な休暇を定めております。

まず、年次休暇につきましては、現行で日数は14日、半年毎7日で年間14日ですが、会計年度任用職員移行後も同様に年間14日となります。

なお、勤続年数による休暇日数の加算につきましては、12ページをお開きください。

12ページの別表、年次休暇表でご説明いたします。

1週間の勤務日数が5日の場合で、ご説明いたします。

継続勤続年数3年までは14日ですが、4年勤務後は16日となり、5年勤務で18日、6年以上継続勤務された方は7年目以降の任用から年間最大20日となります。

2ページにお戻りください。

次に、年次休暇の繰越しですが、現行ではありませんが、新制度では、継続任用された場合には、翌年度に繰り越すことができます。職員と同じく最大40日となります。

次に、特別休暇については、現在ございませんが、新たに有給で公務による病気休暇や夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇などが有給で与えられることとなります。また、無給で私傷病による病気、産前産後、育児、介護休暇等が取得できることとなります。

次に、4の福利厚生については、1年目は、健康保険は、社会保険、厚生年金。退職手当等は、雇用保険となりますが、2年目以降、継続任用された場合は、健康保険等は北海道市町村職員共済組合となり、退職手当等につきましては、北海道市町村職員退職手当組合に加入することとなります。

5の施行期日について。

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

なお、3ページから12ページまで、会計年度任用職員の給与に関する規則並びに勤務時間、休暇等に関する規則（案）を掲載しております。

また、追加議案の1ページから9ページに、条例の全文を掲載しております。

以上で、議案第44号 福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第４４号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第４４号は可決いたしました。

◎議案第４５号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

○議長（溝部幸基）

日程第８ 議案第４５号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、同じく追加議案の１１ページをお開き願います。

議案第４５号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年１２月１１日提出、福島町長。

説明につきましては、追加説明資料でご説明いたしますので、説明資料の１３ページをお開き願います。

議案第４５号関係でございます。

まず、１の条例制定の目的について。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係する条例について所要の整備をするものであります。

２、条例の主な内容について。

福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、関連する１２条例の一部を改正するものであります。

（１）として、第１条関係で、職員定数条例の一部を改正するものであります。

臨時的任用職員の一部をその対象に加える改正を行うものでございます。

(2) として、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正。

フルタイム会計年度任用職員を公表の対象に加えるものでございます。

次に、(3) 職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正で、所要の文言整理と、会計年度任用職員の休職期間を任期の範囲内とするものであります。

(4) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正。

会計年度任用職員制度の創設に伴う関係規程を整備するものであります。

(5) 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正。

パートタイム会計年度任用職員に支給される報酬を対象に加えるものであります。

(6) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

非常勤職員を会計年度任用職員に改め、規則で別に定めることとするものです。

(7) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

会計年度任用職員制度への移行に伴い、育児休業をすることができる職員の範囲等を規定するものであります。

(8) 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。

次のページをお開きください。

非常勤特別職に該当する職務の厳格化に伴う整理により、委託へ移行する職を削るものであります。

(9) 職員の給与に関する条例の一部改正。

会計年度任用職員の給与については、別に条例で定めることを規定するものであります。

別に定める条例とは、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」となります。

(10) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正。

会計年度任用職員を特殊勤務手当の対象に加えるものであります。

(11) 職員等の旅費に関する条例の一部改正。

フルタイム会計年度任用職員をその対象に加える改正を行うものです。

(12) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。

会計年度任用職員制度の創設に伴う関係規程を整備するものであります。

3の施行期日について。

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

なお、追加議案の11ページから27ページに条例の全文を掲載しております。

以上で、議案第45号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第４５号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第４５号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 １３時５６分)

(再開 １４時０９分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第３５号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第９ 議案第３５号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案１と説明資料２をご用意願います。

議案の５ページをお開き願います。

議案第３５号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年１２月１１日提出、福島町長。

内容説明につきましては、２の議案説明資料でご説明いたしますので、説明資料の６ページをお開き願います。

議案第３５号関係でございます。

まず、１の改正理由について。

令和元年８月７日の人事院勧告の内容は、一般職員の民間給与との格差を埋めるため給与水準の引き上げの改正として給料表の改定と特別給の支給月数を０．０５月引き上げる等の勧告となっております。

当町の特別職の期末手当については、平成２８年度より一般職と同じ支給月数に改正しております。

今般の人事院勧告により、一般職の期末・勤勉手当の支給月数を「４．４５月」から「４．５０月」に、特別職の期末手当についても、「０．０５月」引き上げ、年「４．５０月」に引き上げる改正を行うものでございます。

２の改正内容について。

第４条関係でございますが、まず（１）の令和２年度ですが、期末手当の支給率を改正前、６月と１２月、２．２２５月をそれぞれ同じ２．２５０月とするものでございます。

（２）の令和元年度ですが、既に６月期が支給されているところから、１２月期を２．２７５月として、合計で４．５０月とする改正の内容で、それぞれ増減は記載のとおりでございます。

３の施行期日につきましては、この条例は、公布の日から施行し、令和元年１２月１日から適用します。

ただし、令和元年１２月の期末手当につきましては、「２．２２５月」を「２．７２５月」とするものでございます。

なお、議案の５ページには、新旧対照表を掲載しております。

以上で、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 14時12分）

（再開 14時13分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

ただいま私、施行期日の最後の方で、2.225月を「2.275月」と言うところを「2.725月」と申しあげましたので、訂正お願いいたします。

○議長（溝部幸基）

そのように訂正します。

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第35号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第35号は可決いたしました。

◎議案第36号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第36号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の7ページをお開き願います。

議案第36号 職員の給与に関する条例の一部改正について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月11日提出、福島町長。

説明につきましては、別冊2議案説明資料の7ページをお開き願います。

議案第36号関係でございます。

令和元年8月7日の人事院勧告の内容は、一般職員の民間給与との格差を埋めるため給与水準の引き上げの改正として給与表の改定（平均0.1パーセント引き上げ）と特別給の支給月数を0.05月引き上げる等の勧告としており、これに基づき今年度の給与改定を当該勧告に基づき改定します。

1、改正の主な内容について。

第1条関係、平成31年4月に遡及適用します。

①給料表の改定では、大卒採用職員の初任給を1,500円、高卒採用職員の初任給を2千円引き上げるとともに、若年層についても1千円程度の引き上げとし、これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定をするものでございます。

②勤勉手当の改定では、支給月数を0.05月引き上げ、期末・勤勉手当を併せて現行の年間4.45月から4.5月に改定します。

引き上げ分は勤務実績に応じた勤勉手当に配分し、改正による増加月数については、国と同様に12月期とするものでございます。

下の表をご覧ください。

期末は改正ありませんが、勤勉手当につきましては、12月期を0.925月から0.975月とし、改正後の計で1.85月を1.90月とし、6月・12月の合計で、改正前が4.45月を4.50月とするものであります。

次のページをお開きください。

第2条関係で、令和2年4月からの適用となります。

①勤勉手当の改定で、平成31年度では改定月分を12月期に0.05月配分しておりましたが、令和2年度以降については、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分いたします。

表をご覧ください。

6月期の勤勉手当を0.925月から0.95月へ、12月期の勤勉手当を0.975月から0.95月へ、6月・12月とも同じ0.95月とするものであります。

2の施行期日について。

(1) 公布の日から施行します。

(2) として、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行します。

(3) として、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用します。

なお、議案の8ページから11ページまでには、新旧対照表を掲載しております。

以上で、職員の給与に関する条例の一部改正について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第36号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第36号は可決いたしました。

◎発委第3号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第11 発委第3号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

それでは、議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について、提案説明をいたします。

議会提出議案の1ページをお開きください。

発委第3号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について。

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月11日提出。提出者、福島町議会運営委員会委員長。

改正の内容を説明しますので、議会提出議案の説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

改正の理由について。

議会議員の期末手当については、平成28年度より特別職と同じ支給月数としております。

町では、令和元年8月の人事院勧告に基づき、一般職の期末・勤勉手当の支給月数を「0.05月」引き上げ、現行の「4.45月」から「4.50月」に改定することとし、特別職の期末手当についても一般職と同様の改正を12月会議に提案していることから、議会議員の期末手当についても、特別職同様、年間支給月数を「4.50月」に引き上げようとするものです。

なお、今回の改正は、期末手当の改正であるため、歳費の改正はありません。

改正の内容については、期末手当の支給率の改定内容は次のとおりですが、令和2年度以降、6月期と12月期に各々0.025月の均等配分といたします。

なお、今年度につきましては、次の3、施行期日ただし書きのとおり、12月期に一括配分しようとするものです。

3、施行期日については、この条例は公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用します。ただし、令和元年12月の期末手当については、「2.250月」を「2.275月」といたします。

4、改正の伴う影響額について。

議員10名の条例改正に伴う影響額は、10万8,584円となりました。

以上で、説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第3号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第3号は可決いたしました。

◎議案第34号 福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第12 議案第34号 福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎌田一志町民課長。

○町民課長（鎌田一志）

議案1と説明資料2をご用意願います。

議案1の3ページをお開きください。

議案第34号 福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について。

福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月11日提出、福島町長。

内容について、ご説明いたしますので、資料No.2説明資料の5ページをお開き願います。

福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について。

1の提案の理由でございますが、令和元年6月14日に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、公布の日から起算して6月を経過した日より施行され、また、国の印鑑登録証明事務処理要領が一部改正することに伴い、福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものであります。

2の改正の内容についてでございますが、成年後見制度の利用の促進に関する法律第4条及び第11条第2号の規定に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないようにするため、欠格事項の成年被後見人を意思能力の有しない者に改めるほか、外国人住民の備考欄に記載される事項の記録媒体について規定するものであります。

3の施行期日についてでございますが、令和元年12月14日から施行することといたします。

以上で、福島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についての説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第34号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第34号は可決いたしました。

◎議案第37号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第37号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

議案の13ページをお開き願います。

議案第37号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和元年12月11日提出、福島町長。

説明につきましては、別冊2の9ページをお開き願います。

議案第37号関係でございます。

まず、1の提案の理由についてでございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、地方公務員法等の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人等が欠格条項から削除されることから関係条例の改正を行うものであります。

主な改正内容について。

関連する4条例の一部を改正いたします。

（1）職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正。

引用条項に移動が生じることに伴い規定の整理をします。

（2）職員の給与に関する条例の一部改正。

地方公務員法の改正により、職員が成年被後見人等に至ったことをもって失職することがなくなることから、不要な規定を削除します。

（３）職員等の旅費に関する条例の一部改正。

引用条項に移動が生じることに伴い規定の整理をします。

（４）は、児童福祉法の中で成年被後見人等に関連した部分が改正されたことにより、福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となっております。こちらも引用条項に移動が生じることに伴い規定の整理をいたします。

３、施行期日について。

この条例は、令和元年１２月１４日から施行します。

なお、議案の１３ページから１６ページまでには、新旧対照表を掲載しております。

以上で、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第３７号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第３７号は可決いたしました。

◎議案第３８号 第５次福島町総合計画の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第１４ 議案第３８号 第５次福島町総合計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、議案の１７ページをお開きください。

議案第３８号 第５次福島町総合計画の変更について。

第５次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第１１条の規定に基づき議会の議決を求

める。

令和元年12月11日提出、福島町長。

1としまして、第5次福島町総合計画前期実施計画・展望計画。

それと、2が第5次福島町総合計画の新旧対照表。

3として、第5次福島町総合計画後期実施計画・展望計画は、別冊になります。

議案の18ページから20ページにつきましては、前期実施計画に係る変更前と変更後の対照表となっております。

また、21ページから38ページにつきましては、計画本文の基本構想・基本計画に係る変更前と変更後の対照表となっております。

後期実施計画につきましては、別冊の第5次福島町総合計画後期実施計画・展望計画となっております。

これら内容の説明につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、別冊2議案説明資料の10ページをお開きください。

議案第38号関係、第5次福島町総合計画の変更について。

I、第5次福島町総合計画前期実施計画の変更について。

1の変更の目的についてでございますけれども、令和元年度定例会9月会議において議決されました本計画について、令和元年度の事業内容に変更が生じたため、第5次福島町総合計画における前期実施計画の一部を変更するものでございます。

2の前期実施計画の変更について。

前期実施計画につきましては、事業件数が157件、事業費総額51億4,495万円となっているものに、変更の生じた1事業に係る事業費を4千万円増額し、総事業費を51億8,495万円に変更するものでございます。

財源の主な内訳につきましては、その他財源で4千万円の増額となるものでございます。

(1)の総事業費等の変更につきましては、ただいま説明した内容を表にしたものでございますので、ご確認願いたいと思います。

次のページの(2)変更区分の概要について。

こちらにつきましても、それぞれの変更理由ごとに整理した内容となっておりますので、確認願いたいと思います。

次のページをお願いいたします。

(3)施策体系別の変更について。

基本方向の項目別における変更内容に整理したものとなっておりますので、ご確認願いたいと思います。

次のページでございます。

(4)事業費等に変更が生じた事業について。

事業名が、福島町がんばる地元企業等応援事業でございます。

変更の内容につきましては、施設投資助成金の助成見込額の増額による変更でございまして、令和元年度の事業費が4千万円増となるものでございます。これによりまして、総事業費が変更後で4億3,750万円となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

続いて、IIの第5次福島町総合計画基本構想・基本計画の変更についてでございます。

1の町長2期目の公約についてでございますけれども、(1)から(5)まで1期目の公約として、総合計画の重点目標となっているものでございます。

(6)地域資源を活用した交流人口の促進、(7)第2青函トンネル構想の実現。こちらにつきましては、2期目で追加する公約となっております。

2の第5次福島町総合計画への反映についてでございますけれども、1期目の公約につきましては、総合計画の重点目標として「基本構想」に搭載されており、2期目の所信表明でこれらを継続するとともに、新たに「地域資源を活用した交流人口の促進」、「第2青函トンネル構想の実現」の2つを追加することを表明しているものでございます。

追加する新たな公約の総合計画への反映については、次のとおり整理するものでございます。

(1) 基本構想の変更。

基本構想については、まちづくりの基本的な理念や目標、方針を定めるものであり、町長2期目のまちづくりに対する方向性は所信表明で表明していることから、新たな公約については重点施策に追加する必要があります。

変更箇所でございますけれども、計画書本文の8ページに、Ⅱとして基本構想。こちらの重点的に行う施策に、地域資源を活用した交流人口の促進、第2青函トンネル構想の実現を追加するものでございます。

次のページの(2)基本計画の変更でございます。

基本計画については、基本構想を実現するための各種施策を総合的かつ計画的に体系化しているものであることから、追加する公約は総合計画の該当する項目に次のように追加するものでございます。

1つ目の地域資源を活用した交流人口の促進については、変更箇所が計画書本文の30ページに、「5観光・交流」の項目のところに、区分としましては観光メニュー。現状、課題、こちらについては変更はございませんけれども、施策の③として、「殿様街道の歴史的資源、千軒そばなどの地域資源及び岩部クルーズ事業を活用し、千軒、岩部地区を中心に引き続き事業展開を図り、町外へ積極的に情報発信することにより交流人口の拡大を目指します。」を追加するものでございます。

次の第2青函トンネル構想の実現につきましては、変更箇所が計画書本文の58ページ、「7公共交通、情報通信」でございます。

基本目標、区分、現状、課題、施策に、それぞれ新たに次のとおり追加します。

基本目標、「第2青函トンネル構想の実現を目指します。」。

区分、「第2青函トンネル構想」。

現状としましては、「青函トンネル内は、在来線の貨物列車とのすれ違い時の安全性を確保するため、新幹線の最高速度は160キロに抑えられています。」、「現在、民間3団体から「第2青函トンネル構想」が提言されており、道内経済界からも必要性を訴える声が出されております。」。

課題、「国は、新幹線の速度問題を解決するための対策を検討していますが、2030年に予定されている北海道新幹線の札幌延伸に向けては、大幅な時間短縮が求められるものと考えられます。」。

施策、「① 第2青函トンネルは、新幹線の最高性能を発揮するための抜本的な解決策となり得るものと考えられますので、青函トンネル工事基地の当町から、「第2青函トンネル構想」の実現に向けて情報発信するとともに、関係者と連携を図りながら目に見える活動を展開してまいります。」を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3の目標とする指標の設定についてでございます。

第5次総合計画では、まちづくり項目毎にその進捗状況や達成状況を定量的に把握することができる「目標とする指標」を平成31年度まで設定していることから、引き続き令和5年度までの指標を設定するものでございます。

指標の設定につきましては、先ほど説明しました、議案の21ページから38ページに新旧対照表で整理しておりますので、ご確認いただければと思います。

委員会意見にありました、昆布生産量の目標指数につきましては、漁業協同組合の事業計画を参考としたものでございます。変更にあたっては、漁業協同組合との協議も必要になることから、今のところ変更は加えてございませんので、ご理解願いたいと思います。

Ⅲ、第5次福島町総合計画後期実施計画について。

1、後期実施計画の総事業費等について。

後期実施計画については、令和2年度から令和5年度の4年間における事業費総額47億2,270万円となっており、財源の内訳につきましては、国・道支出金が5億8,510万円、地方債が25億1,800万円、その他財源が4億720万円、町の一般財源が12億1,240万円となっております。

なお、年度別の事業費及び財源の内訳、まちづくり項目毎の事業費の内訳は、次のとおりとなっております。

(1) 年度別事業費及び財源の内訳でございますけれども、令和2年度につきましては10億4,560万円、令和3年度につきましては11億4,850万円、令和4年度につきましては14億9,490

万円、令和5年度につきましては10億3,370万円の事業費となっております。

次のページの(2)まちづくり項目毎の事業費でございます。

基本方向の産業再生による雇用の創出・次世代を担うリーダー等の育成につきましては、事業件数が36件で14億4,050万円。

町民の安全安心な暮らし・がん予防対策の充実につきましては、事業件数12件、総事業費が3億8,770万円。

豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実が、43件の事業件数で、総事業費が23億120万円。

学び合い、たくましい人を育てるが、13件の事業件数で、総事業費で2億6,860万円。

協働のまちづくり・行財政運営の充実が、事業件数が10件で、3億2,470万円の総事業費となるものでございます。

なお、個別の事業につきましては、別冊の後期実施計画・展望計画書に取りまとめられてございます。

内容の説明につきましては、割愛いたしますけれども、全体の事業件数が114件、そのうち新規事業が37件、継続事業が77件となっておりますのでございます。

なお、委員会意見にあったチャレンジスピリット応援事業の計画額につきましては、各年度1,800万円から2,700万円に増額の修正をしております。

次のページをお願いいたします。

2、財政推計についてでございます。

第5次福島町総合計画後期実施計画の策定にあたっては、前期実施計画に引き続き健全な財政運営の下で、施策を展開しなければならないことから、将来にわたり、財政規律を堅持するための財政推計が必要となります。

こうしたことから、財政推計を行うことにより、事務事業の実施の判断を行うとともに、健全な財政運営を進めるため財政推計を行うものでございます。

(1)の基本的な考え方でございますけれども、国・道の制度については、推計時点での制度を用いることとし、政策的な視点や、今後の経済成長を考慮しないものとします。

歳入歳出ともに人口により変動するものについては、推計人口による推計とするものでございます。

経済的なものについての当初推計は、令和元年度予算額を基礎に推計をいたします。

①の共通指標としまして、推計人口でございますけれども、平成27年度、令和元年度の住基の人口と国調人口につきましては、実績値となっております。令和2年度以降は、人口ビジョンによる推計値でございまして、こちらについても今後変更があり得るものでございます。

(2)の歳入でございますけれども、町税のうち、町民税、たばこ税については、推計人口による推計。固定資産は、評価替え期間の3年間の伸び率を基に推計。その他は、推計時点での額と同額としたものでございます。

②地方交付税は、毎年度の普通交付税算定基準を基に推計し、国が公表する毎年度の地方財政計画等による伸び率を参照し推計するものでございます。

③の地方債でございますが、臨時財政対策債については、毎年度の普通交付税の算定を基準として、普通交付税同様に地方財政計画等の伸び率を参照に推計するものでございます。

④その他でございますけれども、人数により変動が生ずるものについては、人数等を的確に把握した推計とし、歳出と連動する歳入については、歳出の伸びを考慮した推計とするものでございます。

その他の歳入については、毎年度の推計時点での額を基準としまして、以降、同額を基本とするものでございます。

(3)の歳出でございますけれども、①の人件費は、職員については、「第4次福島町職員定員管理適正化計画」により推計します。

職員給与は、昇給予定表及び各年度の人事院勧告に基づく給与改定により推計するものでございます。

特別職につきましても同様でございまして、議員歳費についても、平成29年度以降は改正後の福島町議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例による推計とするものでございます。非常勤特別職の報酬については、改正後の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例により推計するものでございます。

②の公債費ですけれども、実施計画に基づく起債借入額の見込みにより元利償還金の推計をするものでございます。

③の普通建設事業につきましては、「第5次福島町総合計画実施計画」により推計いたします。

④の繰出金は、各特別会計への繰出金につきましては、推計人口による影響額を考慮した推計といたします。

⑤その他ですけれども、物件費は、毎年度の推計時点での額を基準として、事務事業の方向性を考慮し推計いたします。

補助費等は、毎年度の推計時点での額を基準として、増減が予想されるものは増減し推計をいたします。

維持補修費につきましては、公共施設維持保全計画等の維持管理計画に基づく推計でございます。

その他の歳出については、毎年度の推計時点での額を基準として、以降、同額を基本として推計をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

(4) 財政推計表でございます。

基本的な考え方による令和5年度までの財政推計は、次の表のとおりとなっております。

各年度決算ベースで推計したものでございます。中段の財政調整基金の欄でございますけれども、財政調整基金の残額については、平成30年度末13億6,900万円、第5次総合計画が終了する令和5年度末で10億1,600万円と見込んでおるものでございます。第5次福島町総合計画の変更につきましては、10月1日開催の令和元年度第2回福島町総合計画審議会に、ただいま説明した内容について諮問し、3回の審議を経て、11月29日に諮問の内容については妥当である旨の答申をいただいたところでございますので、申し添えます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

14ページの第5次福島町総合計画基本構想・基本計画の変更について、町長の2期目の公約として、地域資源を活用した交流人口と第2青函トンネルの構想という2つの項目が2期目の追加の公約であります。その中で、15ページに入りますが、1つには、殿様街道の歴史的資源、そしてまた、千軒そばなどの地域資源及び岩部クルーズを活用した千軒、岩部を中心とした事業展開を図るということであります。

千軒の殿様街道も回を重ねて27回。これは途中から春と秋ということで27回ということでもあります。そういうことで、そば観賞会も28回目を迎えております。そういう中で、これを支えるスタッフの高齢化が非常に目立ってきておりまして、まず、そういうことで、あとで意見交換でやりますので、高齢化になっている方々が非常に多いわけで、この事業を展開するのに、一つには殿様街道を1回やるにしても70人ぐらいのスタッフが必要となってきました。そういう中で、これから高齢化ということで、スタッフの確保が難しくなっている状況でありまして、町長としての考えというか、それはどうなのかお聞きします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

殿様街道含め、そばの花の観賞会も私も毎年参加をさせていただいております。大変地域の方々、千軒の方々を中心に、また、それらを支える団体の方々がしっかりとサポートしていただいている中で、佐藤議員おっしゃるとおり、大変高齢化して、例えば案内人であっても、語り部であっても大分高齢化してございます。それを今、人口が4千を切った中ですべて自賄できるということは、なかなかこれから難しいんだと思っていますので、是非、我々としてはできれば、最近よく叫ばれる言葉に関係人口と言う方がおります。都会の方々に、やはりそういったもの。特に参加されている方の中にも、何回も繰り返し参加されている方々もいらっしゃいますので、そういった方々を中心に、要するにサポートしていただける、福

島に定住まではしていないんだけど、福島に関わりを持つことで色々なイベントを応援してもらえるという方々をこれから少しずつ増やしていきながら、当然、自賄で人を育てていくことも大切ではありますがけれども、なかなか皆さん色々な仕事をしながら、すべてクリアできるということにはなりませんので、まずは地元としてしっかり後継者を作ることも大切ではありますがけれども、そういった方々の人材を活用するというのもこれから必要でないのかなと思っていますので、是非また回を重ねる毎にそういった方々に、要するに福島のイベントが好きで福島が好きだという人を広げていけば、常時来なくてもイベントの時だけでも応援できるとか、色々な行事の時に応援できるという形が出来るんだと思っていますので、まさに今、国もそういった形の方向性を打ち出していますので、我々もそういったものをいち早く取り入れながら、少しでも地元で手配できる方、そして応援していただける方を作れる体制をこれから作り上げていこうかなと思っています。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

2 番佐藤孝男議員。

○2 番（佐藤孝男）

殿様街道、そして千軒そば生産会の方も大変高齢化になっておって、これを支えているのが千軒地域活性化実行委員会という組織があるわけで、この組織の中でもなかなか人材というか、高齢化が目立って、それに対応するような人がだんだん減ってきているような感じがします。今、町長が言ったように、イベントに参加している方が何人も度々応援に来てくれたり、そういうことをしているものの、やっぱり千軒そばの蕎麦屋さんの後継者というか、生産会のメンバーの中でも高齢化になって、これからやれなくなるということが目の前に迫っているような状況であります。そういう中で、我々もその実行委員会の中に入って活動しているわけですが、そういう先の心配というか、一番そういうことが頭に残っております。そういう中で、色々この自然を生かしたことは千軒岳を中心にクリスタン、そしてまた、今までやってます花の観賞会、殿様街道ウォーク。人材がいれば、いくらでも出来る可能性が十分あるわけで、その人材確保に大変無理が来ているのではないかなという心配もしております。そういう中で、色々実行委員会の中でも相談したり、色々やっているものの、いざ開催するとなると、1 日で終われば良いんだけど、何日もかかるわけです。それに関わるスタッフの確保が一番悩みで、これから継続していけるのかなという心配が一番頭の中にあるわけで、そういうことで先ほども質問したように、町の方でも、何とか広くそのイベントに対しての理解というか、そういう人材確保を町民の中からも募っていただければなど。また、観光協会、商工会にもお願いしたり、色々やっているものの、なかなか浸透していないような感じがしますので、一つ今後ともその点について、町に何とかお願いしたいと思っています。

そして、もう 1 つは、岩部海岸の岩部のクルーズの件ですが、これは天候に非常に左右されるわけで、計画はしているものの天気状況でキャンセルとか、そういうことが多くあるわけで、その気象予報ばかり頼っているわけにはいきません。やはり海の状況とか、その見分け方の人材も一つ確保していった方が非常に良いのではないかなと感じているわけで、その 2 つについて、町長の考えをお聞きます。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

殿様街道なり千軒そばを運営されている千軒地区はじめ団体については、本当にご苦労されているなと思っています。ついこの間も、ちょっとある方と意見交換した時に、今後心配だねという話をしてきました。ただ、その時も私の思いをお話しさせていただいたんですけども、今まである程度自主的にやってきた、あまり行政に頼らない形でしっかりとこれまでイベントを支えてきたということを、私は少し大事にしたいなということをお話をさせていただきました。行政が手を添えて色々お手助けしますと、どちらかと言うと行政頼りになって、なかなか今度、人も育たないというか、なんとなく行政のイベントみたいになるのは、私はどうなのかなということもお話をさせていただいて、行けるところまではしっかりと自

主性を持たせてやった方が良くないのかと。ただ、そうは言っても、それを支える人材が今度いなくなりますので、そこのところについては、きちんと団体の方なり実行委員会の方と我々行政の中でお話を育てていく。本来であれば、若い方々が育ってくれば良いんですけども、先ほどの一般質問の中でもありました高齢者の力というのも、私はそういった時に生きてくるんだと思っているんですよね。ある程度、今、町内の中でも年齢的に一線は退きましたけれども、まだ二線でお手伝いできる方というのっているんだと思っていますし、また、先ほど言いました関係人口の中で、ある四国の方の町でありますけど、J Rが廃線になって、そこその所の駅舎を活用するのに、都会の方に働きかけたら色んな方々が集って来るというのがありますので、今、色んな関係の中でネットや色んなものを通じれば、都会の方の方々に情報発信できるものもあるんだと思っていますので、地域で賄えないものについては、そういった方々の協力をいただくという形も必要だと思っていますので、そういった色んなチャンネルを持ちながら、なるべく我々、今までせつかく二十何回続けたものが途絶えることのないように、これからもしっかりやっていきたいと思っています。まずは実行委員会の方々とまたしっかりと我々も相談しながら、これからの方向性を見出ししていければなと思っていますところであります。

そして、岩部クルーズにつきましては、本当に天候。こればかりはなかなか、前の日が良くても、その日の朝、特に岩部方面については南西の風が吹くと波が荒れるようになっていきます。そして、どちらかと言うと、春先は東の波が結構強い時がありますので、岩部までは問題ないんですけど、岩部から矢越にかけてはちょっとした風ですぐ荒れるということがありますので、今年1年については船頭さんと言いますか、元漁業者の方がしっかりと朝にまず状況を見て、今年は多分、比較的あまり無理をしない形というか、初年度でもありましたので事故があつては困りますので、安全を確保しながらやっているという状況でございます。そしてまた、天気と睨めっこをしながら予報している状況でありますので、そこのところについては、新たにまた来年度からそういった方を持ってお金をかけるという状況にもございませんので、まずは今年の状況を踏まえて、しっかりと対応していきたいと思っています。ただ、もう1つは、来てしまつて乗れないという方もこれからまた増えてくるんだと思いますので、そこそのところのケアを町としてはしっかりとしていかなければならないという、せつかく来てガッカリして帰るということにならないように、まずはしっかりと今、我々の方としても来年度の予算の中で、もう少しクルーズ以外に滞在して時間を潰せるようなことをなんとか構想的なものをまとめられないかということも内部でも相談しながらやらせていただいておりますし、また、当然、国なり道の方にもこれから色んな形であの岩部地区を整備していくにあたっては相談もしていかなきゃないと思っていますので、ついこの間、先般も建設管理部の副局長が来た時も、道路の関係なり色んな形でまた協力をお願いしますということの要請をしてきましたので、そういった中でしっかりと来年の、来年は多分、連休前から、今年は6月からでしたけど、多分、工房さんの方では連休前に少しやりたいというお話もしていますので、その運航までにしっかりとそういったところも協力体制が取れるよう、そして、一義はやはり安全運航が私は第一だと思っていますので、そういった中でより魅力を持ていただきたいという思いで、行政としてもしっかりとサポートしていきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

そばの観賞会、それから殿様街道などには、最近、鳴海町長になってから助成を2年ほど前からいただいて運営しているわけでありまして。そういう中で、今まではやる度に赤字決算であります。何の為にやっているのかという思いもしていたわけですが、やはりある程度、町から助成をいただいて、なんとかこの1、2年は黒字ということになっておりますので、一つ今後とも活性化に対しての町長の熱意あるそういうことで一つよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

殿様街道については、私、就任して、市町村振興協会の助成金をいただきながらやっているという状況で、多分、これまでほとんど手作りで会の組織の方々が努力してきたんだと思っていますので、我々そこ

のところについては、先ほど言いました、色んな自主性を損なわない形で、金銭的に例えばポスターの作成だとか、色んなことについては応援して問題ないんじゃないのかなということでやらせていただいておりますので、引き続きそういった色んな予算をいただきながら、なるべく町としてもしっかりサポートしていきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

1 番花田勇議員。

○1 番（花田勇）

2 番議員がクルーズで質問をしましたけれども、私もそれをやりたいなと思っておりました。私は突っ込んだことを聞きたいんですけれども、今年は6 月からで1 カ月遅れたわけですね。それで約1, 0 0 0 人弱でした。さっき町長が言ったように、福島の海はやっぱり南西の風が最大の敵です。しかし、5 月、6 月、7 月、8 月と、この日の長い時に風の良い日は3 回のもので4 回走れないのかと。やはり来てくれる人の人数を増やすということは回数だと思います。少なくとも小谷石が新聞にも出ました。1, 6 0 0 人です。6 0 0 人少ないわけですね。同じ状況の所へ行くのに、なぜ1, 6 0 0 人と1, 0 0 0 人なのかと。その辺は1 カ月の違いはありますけれども、やはり風の良い、日の長い日は3 回のもので4 回ぐらい走ったら、それだけ人数が増えます。1 日1 航海1 0 人、1 0 回やったら1 0 0 人ですよ。それはもっと走らせる機会を増やさなければ駄目だと私は思います。まして、これだけの人気を得たわけですから、当然、そういうのも考えなきゃ駄目だと思います。そして、今、言いましたけれども、現在のまちづくり工房で人員を増やすということは大変でしょうけれども、1 年やそこらで1 人前になれるわけじゃないんですよ。あの中に入るということから考えると、やはり後継者を育てなきゃ駄目だと。そして、1 人で1 日3 回も4 回も案内するというのは大変だと思います。やはりああいう事も後継者を作って、交代で説明させるという方法も取らなきゃ駄目だろうと思います。やはりお客さんを増やさなければ、経営は良くならないんですよ。そういうためにも、日の長い夏場は4 回走らせるんだということも考えてもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

来年についても、この前、指定管理のお話の中で議会から意見をいただきましたので、同じ形の委託という形になるんだと思いますけれども、工房さんの方でも色々今年の状況を踏まえながら、今、検証して来年に向かって行こうとしていますので、まさに今言った回数を少し、朝は状況を見ますと早い時間はやっぱり少ないという形もありますし、少し昼の部分を多くするとか、そういう工夫はしているように思っています。そしてまた、今、我々のところが1, 0 0 0 人だとすれば、知内が1, 6 0 0 人から1, 5 0 0 人ぐらい来ている。その1 つの要因としては、やはり知内さんが先行してやっていたので、インターネットを開くと知内の方が先に出てきますので、どうしてもそういったことがあるんだと思っています。ただ、当初、知内と競合してどうこうという意見もありましたけど、私はやはり相乗効果として、福島が花火を上げて新聞なり色んなマスコミが取り上げたことが、結果として知内のお客さんも増えているんじゃないのかなと思っていますし、そして、この前もまさに函館の振興局に行った時に、佐々木局長の方から少し提案をいただきまして、せっかく今、両町でやっているものを例えば知内・福島と連携をすることによって、お互いに知内から乗って福島に降りるとか、福島から乗って知内という方法もあるんじゃないかという意見をいただきながら、振興局が音頭取りをして、そういったことを来年度はちょっと検討しませんかという声をいただきましたので、先般、西山町長にもその辺の話をして、両町でしっかりとこの岩部海岸を売り込んで、1 人でも多くのお客さんが来てもらえる方法を来年は頑張ろうという話し合いをしておりますので、色んな意見、工房さんの中にも色んな役員の方々がいらっしゃいますので、そういった声を是非出していただいて、今年より来年の乗客が増えるようなことをやっていただければ、我々としても一歩でも二歩でも前進しますので、ただ、確かに人を育てなきゃならない。色んな形でまだまだ足りないことはいっぱいありますけれども、なかなかやはり予算的なものとか、色んなことの中ですべてスピーディーにやれるかとなると、私はまだまだそこまで財政的な面とか色んな形の中で厳しいものがあるんだと思いますけれども、ただ、5 年、1 0 年先を見据えて、そういった人材の育成もしていかなければ、今年の状況を見ても、やはり運航する時は休みなくやっている状況もありますので、大分その案内す

る人、運転する人に負荷をかけているという状況もありますので、ある程度また回数が多くなると、なおさら負担がかかるということになりますので、そこのところについては、やはりきちんと次に代わる人がいなければ、その回数も簡単に増やせるという問題ではなくなるんだと思いますので、そういったのも含めながら、しっかり工房さんの意向も含めながら、町として委託している事業でありますので、そこはしっかり協議をしながら、また町として出来ることについては、しっかり対応していきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第38号を決することに賛成の方は起立を願います。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第38号は可決いたしました。
暫時休憩いたします。

（休憩 15時12分）
（再開 15時23分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第39号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第4号）

○議長（溝部幸基）

日程第15 議案第39号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の39ページをお開き願います。
議案第39号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第4号）。
令和元年度福島町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,555万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,950万4千円とする。
第2条で、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。
令和元年12月11日提出、福島町長。
まず、第2表地方債補正の変更について、ご説明いたしますので、そのまま43ページをお開き願いま

す。

第2表地方債補正（変更）でございます。

起債の目的で、コンブ養殖係留ブロック設置事業債で、補正前限度額1,310万円を、補正後720万円とするもので、起債方法、利率、償還方法に変更はございません。

引き続き起債の内容について、ご説明いたしますので、別冊2議案説明資料の21ページをお開き願います。

起債の目的で、コンブ養殖係留ブロック設置事業債、590万円の減額は、道補助金確定による減額で、起債区分は過疎対策事業債、充当率100パーセントで、交付税参入率70パーセントとなっております。

引き続き、歳出のご説明をいたしますので、次のページをお開きください。

一般会計補正予算（第4号）の事務事業別説明資料でございます。

説明につきましては、補正額20万円以上のものについて、ご説明いたしますので、予めご了承願います。

まず、一番上の2款総務費、1項1目一般管理費、事務事業予算名も同様に72万円の追加でございます。主な増減は、旅費の普通旅費で30万円、赴任旅費で42万円の追加であります。内容といたしましては、町長などの出張用務に係る旅費と中途採用者等に係る赴任旅費の追加となっております。

次に、2段目の6目企画費の福島町総合戦略策定事業費で34万9千円の追加は、総合戦略に掲げる数値目標の達成度を把握するための町民アンケートに係る費用となっております。

次に、13目電子計算費、事務事業予算名も同様に38万5千円の追加は、法改正により7節賃金廃止に係る財務会計システム改修に係る委託料の追加となっております。

次のページをご覧ください。

15目電子自治体推進費、事務事業予算名も同様に148万円の追加は、コピー機のインク代と今年度進めております職員のパソコン更新に伴う各種設定に係る委託料の追加となっております。

次に、19目ががんばる地元企業等応援事業費、事務事業予算名も同様に4千万円の追加でございます。主な増減は、施設投資助成金4千万円の追加で、11月21日現在、相談受付件数98件、申請件数が91件、これらに係る助成見込額が1億2,432万5千円となることから、今回追加補正するものであります。

次に、7項財政基金費、9目ががんばる地元企業等応援基金費、事務事業予算名も同様に4千万円の追加は、ただいまご説明いたしました、がんばる地元企業等応援事業費の財源として積立てるものであります。

次のページをお開きください。

2段目になります。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、事務事業予算名も同様に322万1千円の追加は、福島幼稚園入所児童2名増に伴う施設型給付負担金の増となっております。なお、財源内訳は、国が約2分の1、道及び町が4分の1となっております。

次に、4款衛生費、1項9目温泉健康保養センター管理運営費、事務事業予算名も同様に110万円の追加は、低温風呂への補給水管経路及び貯水槽の洗浄に係る委託料の追加となっております。

1つ飛んで、6款農林水産業費、2項4目熊等による被害対策費、事務事業予算名も同様に68万8千円の追加は、ヒグマやシカの出没が例年より多くなっているため、罟巡回時間及び捕獲頭数も増えていることから、ハンター賃金とヒグマ等捕獲報償費を増額補正するものであります。

次のページをお開きください。

2段目の7款商工費、1項3目観光費の岩部わくわくクルーズ事業費で87万8千円の追加は、今年度作成した観光パンフレットの在庫が少なくなってきたことによる増刷に係る印刷製本費の追加となっております。

なお、財源内訳は、2分の1が国庫補助で、地方創生推進交付金となっております。

次に、8款土木費、3項1目河川総務費、事務事業予算名も同様に50万円の追加は、河道整備に係る車輛借上料の増となっております。

次に、4項都市計画費、3目住環境整備事業費の空家等対策事業費で60万円の追加であります。空家等除却補助金の申請件数や相談件数から1件分、補助金を追加するものであります。

次に、9款消防費、1項2目広域事務組合費、事務事業予算名も同様に52万5千円の減額は、渡島西

部広域事務組合消防部門負担金の減額で、人事院勧告及び標準報酬月額改定に伴う負担金の減額となっております。

次のページをお開きください。

10 款教育費、1 項 3 目教育振興費の奨学資金貸付費で 240 万円の追加は、大学や専門学校などに進学する生徒の見込数による奨学資金貸付費の追加補正となっております。確定分の 1 名のほか、今後見込数としまして、大学 2 名、短大または専門学校 1 名、高等学校 1 名となっております。

次に、2 項小学校費、1 目学校管理費の各学校校舎営繕事業費で 82 万円の追加は、福島小学校屋内消火栓給水装置及び吉岡小学校ボイラー配管等修繕に係る修繕費の追加となっております。

次のページの 2 段目になります。4 項社会教育費、3 目チロップ館運営費、事務事業予算名も同様に 26 万円の追加は、強風によるチロップ館体育館の外壁修繕に係る修繕費の追加となっております。

次のページをご覧ください。

12 款諸支出金、2 項 1 目繰入金、事務事業予算名も同様に 33 万 9 千円の追加は、国保会計につきましては、出産育児一時金の実績見込みにより 56 万円の増、介護会計は、人事院勧告に伴う給与改定で 7 万 1 千円の増、診療所会計では、給与改定による増と扶養の異動などによる減に伴い 29 万 2 千円の減となっております。

次に、13 款職員給与費、以下、事務事業予算名まで同様に 828 万 5 千円の減額は、人事院勧告に係る給与改定による増と、中途退職者及び育児休業等に係る給与の減によるものとなっております。

なお、No.1 議案の 57 ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

以上で、歳出の説明を終わります。

それでは、引き続き歳入をご説明いたしますので、No.1 議案の 47 ページをお開き願います。

歳入について、ご説明いたします。

まず、12 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金、3 節の施設型給付国庫負担金 147 万 7 千円の追加は、歳出民生費の児童措置費でご説明いたしました、福島幼稚園の児童数増に伴う国庫負担金となっております。

次に、2 項国庫補助金、5 目商工費国庫補助金、1 節の地方創生推進交付金 43 万 9 千円の追加は、歳出商工費の岩部海岸クルーズ事業の観光パンフレット増刷に対する国庫補助金となっております。

次に、13 款道支出金、1 項 1 目民生費負担金 87 万 3 千円の追加は、こちらも福島幼稚園の児童数増に伴う道負担金となります。

次に、2 項道補助金、4 目農林水産業費補助金 606 万 9 千円の追加は、コンブ養殖係留ブロック設置事業に係る日本海漁業振興対策事業費補助金となっております。

次のページをお開きください。

14 款財産収入、2 項 3 目有価証券売却収入 840 万 2 千円の追加は、町長の行政報告にもありましたように、空港民営化に伴い保有していた函館空港ビルディング株式会社の株式を新会社に売却することによる売却収入となっております。

次に、16 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 3,419 万 2 千円の追加は、今回の補正に係る財源調整による追加であります。これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は、2 億 2,920 万 8 千円となります。

次に、7 目がんばる地元企業等応援基金繰入金 4 千万円の追加は、歳出のがんばる地元企業等応援事業費の追加補正に係る財源となっております。

19 款町債につきましては、先ほど第 2 表の地方債補正で内容説明しておりますので、省略させていただきます。

以上で、議案第 39 号 令和元年度福島町一般会計補正予算（第 4 号）の提案内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

26ページの岩部海岸わくわくクルーズについてなんですけれども、今回、観光パンフレットの在庫が少なくなったということで追加するということなんですけど、かつてプロモーション用のDVDを作製して関係者に配った経緯もあると思うんですけれども、それを持った方が結構そのDVD、大変欲しいということで、もし売っているならば、そういうのも販売できないものだろうかという声があります。それで、このパンフレット配布もそうなんですけれども、このDVDというものの作製に対して、町の方の考え、また、まちづくり工房とのやり取りの中でどう考えているのか。その辺をお聞かせ願いたい。

それから、今年の7月19日、北海道新聞に町観光協会と岩部海岸が船上撮影してグーグルのプログラム活用するというので、ストリートビューですか。それに掲載するということがあったんですけれども、そのストリートビューのグーグルの流れの中で、それからどうなっているのか。状況と活用の方法をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

DVDの販売については、工房とは販売についての協議は行っておりませんでしたので、今後、工房の方と話していきたいと思います。

それと、ストリートビューの方は、今もうグーグルマップの方にアップになっていまして、岩部海岸だけではなく、例えば福島神宮とか、そういう所をカメラを担いで撮影したものがアップされております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

であれば、町民にその辺を周知しているのか、していないのかということなんです。例えばグーグルストリートビューなんかでも、そういうものをネットを見る人達なんかをもっと活用すべきであり、町外にもそういう情報を発信すべきでないのかなと思うんですね。それで、そのパンフレットに関して、今、言ったパンフレットは必要だと思います。大変センスの良いパンフレットだと私は思っていますけれども、そのDVDについては、是非、町の方もまちづくり工房の方にその価値観というものを言って、いくらでもまちづくり工房の収入になればと思いますし、第1弾、第2弾へのパート2、パート3なんかのDVDも作製する能力が私はあると思うんですね。これが例えば業者を使わなくても1巻目は出来ているはずだと思うので、その辺も是非、町の方から後押しする形でまちづくり工房に提案ということで協議願えないかなと思っていますけれども。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

DVDの方は、福島町の観光協会のホームページがアップされておりますので、その中から短いバージョン、3分バージョンだったと思うんですけれども、そういうのはダウンロードして見るようなことができますが、販売の方まで考えておりませんでしたので、協議してまいりたいと思います。

ストリートビューの町民や町外の方に対してのPRなんですけれども、これも観光協会のホームページ上ではアップしていますよということはお知らせはしているんですけれども、町民に対して見れますよというような通知、告知とかはしていなかったと思いますので、これも観光協会、町づくり工房と相談しながら周知していきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

25ページの温泉保養センターの件です。今回、水道管の清掃というか、そういう工事であるんだけど、これは営業に差し支えないのかどうか。それをお知らせください。

○議長（溝部幸基）

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

水道管というか、温泉の源泉が通る管になります。営業自体は、実際2日ほど休館することになります。

○議長（溝部幸基）

そのほかございませんか。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

29ページのチロップ館運営費の部分なんですけれども、これは今回、外壁工事というか体育館の修繕で26万円ほどかかっていると思うんですが、今後のチロップ館の在り方について、お伺いしたいと思います。今、白符の小学校も大分もう年数がだんだん古くなっていっている部分に対して、今回は体育館の外壁工事というか修繕になりますけど、今後こういう事が何回も続けば、もう古くなってきているので続くと思うんですけど、今後の白符のチロップ館の在り方について、お伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

今回の補正につきまして、11月16日の夜間に暴風がありまして、それに伴う体育館の南側の方の外壁、モルタルですけれども落下しております。そのほか若干雨漏りしているような屋根等もありますので、ある程度、対応できる部分に関しては小破修繕等しながら、当面は今の状況を維持していきたいという風に考えております。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

チロップ館の今後でございますけれども、先ほど調査特別委員会のご意見で、福島町公共施設維持保全計画の見直しについてということで、議会の方からチロップ館の予防保全の考え方と、旧吉岡支所解体計画に伴う埋蔵文化財の保存場所の考え方について、早急に整理する必要があるという風なご意見を頂戴しておりますので、我々としても早急に考えをまとめて議会の方に報告したいなと思っております。

○議長（溝部幸基）

そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第39号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第39号は可決いたしました。

◎議案第４０号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（溝部幸基）

日程第１６ 議案第４０号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案１の５９ページをお願いいたします。

議案第４０号 令和元年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）。

令和元年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，３６５万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億８，７３１万８千円とする。

令和元年１２月１１日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容につきましては、オンライン資格確認システム稼働に向けて、国保システムを改修するための改修費の追加、保険給付費の一般被保険者高額療養費及び出産育児一時金の給付実績等により追加するものでございます。

それでは、補正の内容について、歳出から説明をいたしますので、６７ページをお開き願います。

１款総務費、１目一般管理費、１３節委託料６４万７千円の追加は、オンライン資格確認システム稼働に向けて、国保システムの改修が必要となることから追加するものでございます。

２款保険給付費、５目審査支払手数料、１２節役務費１６万７千円の追加は、審査件数の実績により追加をするものでございます。

１目一般被保険者高額療養費、１９節負担金補助及び交付金で１，２００万円の追加でございます。１１月までの一般被保険者高額療養費の給付実績が月平均で６５５万円と、当初見込みの月平均６００万円を５５万円ほど上回っていることから、今後も増加することを想定し１，２００万円を追加するものでございます。

６８ページをお願いします。

４項１目出産育児一時金、１２節役務費１千円、１９節負担金・補助及び交付金８４万円の追加ですが、当初、年度内出産見込み数を３人で見込んでおりましたが、既に２人分が支給となっており、今後、年度内に３名の出産が見込まれることから追加するものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、６５ページをお開き願います。

３款道支出金、１項１目保険給付費等負担金、１節保険給付費等交付金（普通交付金）１，２４４万８千円の追加は、高額療養費等の保険給付費は普通交付金として交付されるため追加するものでございます。２節保険給付費等負担金（特別交付金）６４万７千円の追加は、歳出のシステム改修に係る費用の１０分の１０が特別交付金の対象となることから追加するものでございます。

４款繰入金、１項１目一般会計繰入金、２節一般会計繰入金５６万円の追加は、出産育児一時金の一般会計負担分として補正額の３分の２を追加するものでございます。

以上で、議案第４０号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第40号を決することに賛成の方は起立をお願いします。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第40号は可決いたしました。

◎議案第41号 令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第17 議案第41号 令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案1の69ページをお開き願います。

議案第41号 令和元年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万1千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,776万8千円とする。

令和元年12月11日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容につきましては、一般会計と同様に人事院勧告に伴う勤勉手当等の増加による補正でございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出から説明をいたしますので、79ページをお開き願います。

3款地域支援事業費、1目包括的支援事業費、3節職員手当等4万4千円、4節共済費2万7千円の追加は、人事院勧告及び共済組合負担金の率の変更によりそれぞれ追加するものでございます。

なお、80ページに給与費の資料として、給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。

次に、歳入を説明いたしますので、77ページをお開き願います。

7款繰入金、1項3目その他繰入金、1節事務費繰入金7万1千円の追加は、人件費の増に伴う事務費繰入金の追加でございます。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。
質疑を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第４１号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第４１号は可決いたしました。

◎議案第４２号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第２号）

○議長（溝部幸基）

日程第１８ 議案第４２号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、議案１の８１ページをお開き願います。

議案第４２号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第２号）。

令和元年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２９万２千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，９０１万４千円とする。

令和元年１２月１１日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容につきましては、人事院勧告に伴う給料等の増額と職員の扶養家族等の異動による職員手当等の減額による補正でございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出から説明をいたしますので、８９ページをお開き願います。

１款総務費、１目一般管理費、２節給料３万７千円の追加は、人事院勧告に基づき増額するものでございます。３節職員手当等２９万６千円の減額は、職員の扶養家族の異動及び住所地の異動に伴い減額するものでございます。４節共済費３万３千円の減額は、共済組合の負担金率の変更により減額するものでございます。

なお、９０ページに給与費の資料として、給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、歳入について説明しますので、８７ページをお開き願います。

２款繰入金、１目一般会計繰入金、１節一般会計繰入金２９万２千円の減額は、人件費等の減額に伴う財源調整でございます。

以上で、議案第４２号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第42号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第42号は可決いたしました。

◎議案第47号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第19 議案第47号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

それでは、追加2議案をご用意いたします。

追加2議案の3ページをお開き願います。

議案第47号 令和元年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,261万4千円とする。

令和元年12月11日提出、福島町長。

ご説明の前に、本来であれば先ほどの国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）と合わせて提案すべきところ、予算残高等の精査を見誤ったことにより追加補正となり、議会の皆様にはお手数をおかけしましたこととお詫び申し上げますとともに、今後このようなことが無いよう注意してまいります。

それでは、補正の内容につきまして、歳出から説明をいたしますので、11ページをお開き願います。

2款診療事業費、1項1目診療費、11節需用費で360万円の追加は、医薬材料費の購入実績による追加でございます。

なお、診療所の1日当たりの平均通院者数は、昨年度14人だったものが、11月末現在で16人と、前年度に比べ2名増加しております。

続きまして、歳入を説明いたしますので、9ページをお開き願います。

1款診療事業収入、1項診療収入、1目国民健康保険診療報酬収入63万円、2目社会保険診療報酬収

入 1 0 8 万円、3 目後期高齢者医療診療報酬収入 1 1 3 万 4 千円、4 目一部負担金 8 2 万 8 千円の追加は、この度の補正額に対して、いずれも患者に占める保険者の割合で診療報酬等を案分し追加しております。

なお、診療報酬収入についても、月平均で 4 4 2 万円と前年度の 3 6 3 万円から 7 9 万円、2 2 パーセントほど増加しております。

以上で、議案第 4 7 号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 1 5 時 5 6 分）

（再開 1 5 時 5 7 分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長（鍋谷浩行）

すみません。ただいまの説明で、9 ページの歳入の方なのですが、社会保険診療報酬収入の補正額を「1 0 8 万円」と言いましたが、「1 0 0 万 8 千円」の間違いですので、訂正をお願いします。

○議長（溝部幸基）

そのように訂正をします。

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 4 7 号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 4 7 号は可決いたしました。

◎議案第 4 3 号 令和元年度福島町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（溝部幸基）

日程第 2 0 議案第 4 3 号 令和元年度福島町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

議案１の９１ページをお開きください。

議案第４３号 令和元年度福島町水道事業会計補正予算（第１号）。

第１条、令和元年度福島町水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条、予算第３条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第１款水道事業費用、既決予定額９，５５８万３千円、補正予定額３６万４千円、計９，５９４万７千円。第１項営業費用、既決予定額９，３４９万２千円、補正予定額３６万４千円、計９，３８５万６千円。

第３条、予算第６条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額１，４３３万２千円、補正予定額３６万４千円、計１，４６９万６千円。

令和元年１２月１１日提出、福島町長。

補正内容について説明いたしますので、９３ページをお開きください。

令和元年度福島町水道事業会計補正予算実施計画説明書でございます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の支出で、時間外手当及び人事院勧告に伴う補正でございます。

それでは、説明いたします。

１款水道事業費用、１項営業費用、２目配水及び給水費３６万４千円の増でございます。給料で１万８千円の増、一般職給でございます。手当等２８万３千円の増で、内訳としては、扶養手当で１万３千円の増、期末手当で４千円の増、勤勉手当で３万３千円の増、住居手当で６千円の増、時間外勤務手当で２２万７千円の増。

続きまして、法定福利費５万８千円の増で、内訳は、共済組合負担金例月分が６万７千円の増、共済組合負担金手当が１万２千円の増、退職手当組合負担金が３千円の増、共済組合追加費用負担金が２万５千円の減、退職手当組合事前納付金が１千円の増。

続きまして、賞与引当金繰入金で５千円の増となっております。

９４ページに補正後の給与費明細書がございますので、ご参照ください。

以上で、議案第４３号の内容の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第４３号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第４３号は可決いたしました。

◎議案第４６号 吉岡漁港機能保全工事公有水面埋立について

○議長（溝部幸基）

日程第２１ 議案第４６号 吉岡漁港機能保全工事公有水面埋立についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

追加２の議案と説明資料をお願いいたします。

吉岡漁港機能保全工事公有水面埋立について、説明いたします。

追加議案２の１ページをお願いします。

議案第４６号 吉岡漁港機能保全工事公有水面埋立について。

吉岡漁港機能保全工事公有水面埋立免許の出願に係る意見について、公益上支障のない旨、北海道知事に答申したいので、公有水面埋立法第３条第４項の規定により議会の議決を求める。

令和元年１２月１１日提出、福島町長。

説明につきましては、説明資料で説明しますので、追加２の１ページをお願いいたします。

議案第４６号関係、吉岡漁港機能保全工事公有水面埋立について。

１、提案の理由について。

吉岡漁港機能保全工事に伴い、岸壁部分の拡幅により、公有水面の埋立が必要となることから、北海道知事より意見書の提出が求められましたので、公有水面埋立法第３条第４項の規定により提案するものがあります。

なお、意見書は令和２年４月４日までの提出を求められております。

２、福島吉岡漁業協同組合の同意について。

公有水面埋立に係る漁業権利者の同意については、平成３１年３月２９日開催の通常総会において可決されております。

３、公有水面埋立の面積について。

埋立面積は、２８３．２３平方メートルであります。

４、公有水面埋立の区域について。

公有水面埋立の区域は次のとおりとなっております。

住所が、福島町字館崎８２番地１地先となります。

次に、２ページをお願いいたします。

埋立をする図面となっておりますが、１つ訂正をお願いします。図面中、「施行区域」とありますが、「施工区域」になりますので、訂正をお願いします。

中央の色の濃い部分が埋立をする箇所となりますが、今回の図面は施工区域として埋立をしない所まで色付けをしてしまいまして、皆様には見辛い図面となってしまったことをお詫び申し上げて、図面の説明といたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第４６号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第４６号は可決いたしました。

◎発委第４号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第２ 発委第４号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

５番川村明雄総務教育常任委員長。

○５番（川村明雄）

議会提出議案の２ページをお願いいたします。

発委第４号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

非常に文面が長いので、要約して申し上げたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

発委第４号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、福島町議会会議条例第１７条第３項の規定により提出いたします。

３ページをお願いします。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人財の確保、高齢化が進行する中での社会保障への対応と果たす役割が拡大する中で、地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災対策の実施など、新たな政策課題に直面しており、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保と、これに対応する地方財政の確立が急務となっております。

政府の「骨太２０１８」では「（地方の）一般財源総額については平成３０年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされており、令和元年度の地方財政計画でも、一般財政総額は６２兆７、０７２億円と過去最高水準となりましたが、一般財源総額の増額分については、幼児教育の無償化など国策に対応する財源確保の結果であり、さらなる地方財政の充実・強化が求められております。

このため令和２年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、社会保障や災害対策等、増大する地方自治体の財政需要に対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。

子ども・子育て支援新制度や地域医療の確保等、急増する社会保障ニーズへの対応できる人材と社会保障関連予算の確保、幼児教育無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に行うこと。

地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

など、１０項目にわたる対策が必要であると考え、地方自治法第９９条の規定に基づき、内閣総理大臣ほか記載しております関係者に意見書を提出しようとするものであります。

なお、本意見書は、11月29日開催の総務教育常任委員会で審議し全会一致で提出していることを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第4号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第4号は可決いたしました。

◎発委第5号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第23 発委第5号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

それでは、議会提出議案の5ページをお開きください。

発委第5号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出についてであります。

上記の議案を福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出いたします。

6ページをお願いいたします。

こちらの意見書も大変長文でありますので、要約して申し上げたいと思います。ご了承くださいませ。

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、期限付採用や非常勤教職員が増加し、

教職員定数の未充足などが顕著になっております。文部科学省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」として、令和元年度分2, 615人の教職員増員を要求しましたが、1, 456人の定数増にとどまりました。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数の抜本的改善、教職員の超勤・多忙化解消に向けた「第8次教職員定数改善計画」策定などが必要です。

平成29年9月に厚生労働省が発表した平成28年の「国民生活基礎調査」では、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にあります。また、平成29年12月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況調査」では、全国で7人に1人、北海道においては5人に1人が補助を受けている状況となっております。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しており、それを保障するためには、国による教育予算の確保と充実が必要です。

これら諸課題解消のために、国において、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実等を図ることが必要であると考え、国の責務である教育の機会均等及び教育水準の最低保障を担保するため、当面、義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元するよう要請するものであります。

「30人以下学級」の早期実現、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。

など、5項目にわたる対策が必要であると考え、地方自治法第99条の規定に基づき、衆議院議長ほか記載しております関係者に意見書を提出しようとするものであります。

なお、本意見書は、11月29日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第5号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第5号は可決いたしました。

◎発委第6号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第24 発委第6号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○2番（佐藤孝男）

議会提出議案の8ページをお開きください。

意見書の内容については、要約して説明しますので、ご了承ください。

発委第6号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書の提出について。

上記の議案を福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出します。

9ページをお開きください。

平成30年12月8日の参議院本会議で、「成育過程にある者及び保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（成育基本法）が成立いたしました。

この法律は、成育過程にある者や妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供することを目的としており、安心して次代を担う子どもを生み、育てることができる環境の整備を基本理念としております。国では、成育医療等の提供のための施策を総合的に策定し、実施する義務を有すること。また、市町村では、国と連携を図り、地域特性に応じた施策の策定と実施する義務を有するとしておりますが、法律の目的である、妊産婦が疾患や受診科目による制限のない医療を受けるため、国による新たな医療費助成制度の創設が急務であります。

また、これと合わせて、現在、福祉医療費助成の現物給付をしている自治体に対し国庫補助金の削減措置を廃止すべきであると考え、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長ほか関係者に意見書を提出するものであります。

なお、この意見書は、11月22日開催の経済福祉常任委員会で審議のうえ、全会一致で提出していることを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第6号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、発委第6号は可決いたしました。

◎選挙第5号 福島町選挙管理委員会委員の選挙について

○議長(溝部幸基)

日程第25 選挙第5号 福島町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項に規定により、指名推薦にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認め、選挙の方法については、指名推薦とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

福島町選挙管理委員会委員に、野坂禎子さん、江口温志さん、丁子谷雅男さん、澤田勝男さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、福島町選挙管理委員会委員の当選人と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました、野坂禎子さん、江口温志さん、丁子谷雅男さん、澤田勝男さんが福島町選挙管理委員会委員に当選されました。

◎選挙第6号 福島町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

○議長(溝部幸基)

日程第26 選挙第6号 福島町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認め、選挙の方法については、指名推薦とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

福島町選挙管理委員会委員補充員に、谷藤悟さん、石倉正史さん、石岡裕子さん、金谷由美子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、福島町選挙管理委員会委員補充員の当選人と決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました、谷藤悟さん、石倉正史さん、石岡裕子さん、金谷由美子さんが福島町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長において指名した順序にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、補充の順序は、ただいま議長において指名した順序に決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本定例会 12 月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第 10 条の規定により、令和元年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和元年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

どうもご苦勞様でした。

（休会 16 時 26 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 藤 山 大

署 名 議 員 小 鹿 昭 義